

令和7年度重点提案・要望書

福 井 県

福井県政の推進につきまして、日ごろから格段の御配慮、御支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

福井県は今、北陸新幹線福井・敦賀開業が実現し、中部縦貫自動車道の県内全線開通が迫るなど、新たな往来が生まれ、チャレンジの舞台が広がる「ふくい新時代の幕開け」を迎えています。この好機を活かし、開業効果を最大化・持続化させるため、交流人口の拡大や投資の呼び込みのほか、新産業創出や農林漁業の成長産業化、地域公共交通の強化などを全力で進めています。

また、日本一幸福な子育て県「ふく育県」の拡大、学校教育や医療福祉の充実など、県民の住みやすさを一層高め、一人一人の最大幸福を追求する「幸せ実感社会」の実現を目指しています。

一方、我が国は、少子高齢化が急速に進むとともに、大規模災害のリスクが高まっています。東京一極集中の是正を早急を実現し、それぞれ特色ある地方が我が国の成長の源となる分散型の国づくりを強く進めなければなりません。北陸新幹線の大阪延伸をはじめ、交通基盤のミッシングリンクを早期に解消するとともに、国民生活の安定や産業の発展、国家安全保障の基盤となる責任ある原子力・エネルギー政策を実行することが不可欠です。

次に掲げた事項は、地方の活力を取り戻すとともに、日本全体の成長と発展を実現するための不可欠な事項です。その実現に特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年6月

福井県知事 杉本 達治

令和7年度重点提案・要望項目一覧

最重点事項

(交通基盤等の整備)

- 1 北陸新幹線の早期完成・開業 2
- 2 高規格道路の早期開通と国道8号の強靱化 7
- 3 敦賀港の機能強化による強靱な海上物流体制の確保 15
- 4 防災・減災、国土強靱化対策の加速 18

(エネルギー政策)

- 5 エネルギー政策の実行・原子力発電所の安全対策の強化 22
- 6 原子力発電所周辺地域の防災体制の強化 28
- 7 原子力発電所立地地域の振興・課題解決 32
- 8 脱炭素社会の早期実現 38

(地方創生・人口減少対策)

- 9 こども・子育て政策の強化 41
- 10 分散型国家の実現とデジタル技術の社会実装の促進 46
- 11 人手不足の克服や賃上げなど労働環境の改善 57

重点事項

(人づくり)

- 1 学校教育の充実・強化 62
- 2 教員の働き方改革の推進 68

(産業振興)

- 3 中小企業・新産業への支援充実 71
- 4 農林水産業の成長産業化 73
- 5 外国人が活躍できる環境の整備 81

(交通)

- 6 地域鉄道の維持・活性化 84
- 7 地域公共交通の利便性向上 87
- 8 幹線道路ネットワークの整備推進 89

(交流拡大)

- 9 北陸新幹線開業効果の最大化 91
- 10 スポーツを通じた地方の活力創出 93
- 11 福井の歴史、伝統文化の発信・応援 95

(安全・安心)

- 12 誰もが安心して暮らせる医療と福祉 98
- 13 県民の安全・安心の向上 110
- 14 原子力施設へのテロに係る対処能力の強化 118
- 15 原子力施設への武力攻撃に対する万全の措置 119
- 16 拉致問題の早期かつ全面解決の実現 120

最重点事項

(交通基盤等の整備)

- 1 北陸新幹線の早期全線開業
- 2 高規格道路の早期開通と国道8号の強靱化
- 3 敦賀港の機能強化による強靱な海上物流体制の確保
- 4 防災・減災、国土強靱化対策の加速

(エネルギー政策)

- 5 エネルギー政策の実行・原子力発電所の安全対策の強化
- 6 原子力発電所周辺地域の防災体制の強化
- 7 原子力発電所立地地域の振興・課題解決
- 8 脱炭素社会の早期実現

(地方創生・人口減少対策)

- 9 こども・子育て政策の強化
- 10 分散型国家の実現とデジタル技術の社会実装の促進
- 11 人手不足の克服や賃上げなど労働環境の改善

北陸新幹線の早期完成・開業

【国土交通省、鉄道・運輸機構】

北陸新幹線は、沿線全体に大きな経済効果を発現するとともに、東海道新幹線の代替機能を果たし、国土強靱化にも寄与する極めて重要な国家プロジェクトである。本年3月16日、多くのご尽力をいただき、半世紀にわたる本県の悲願である福井・敦賀開業が実現したが、これに続き、大阪まで早期につながってこそ、北陸新幹線の整備効果は最大限発揮される。

小浜・京都ルートの日も早い認可・着工および全線開業を実現するため、次の事項を確実に実行するとともに、必要な予算を確保すること。

1 敦賀・新大阪間の日も早い認可・着工および全線開業

(1) 環境アセスメントの丁寧かつ迅速な実施

沿線地域の意見を踏まえながら、環境アセスメントを地元調整も含め丁寧かつ迅速に進めること。

(2) 北陸新幹線事業推進調査の先行的・集中的な実施

北陸新幹線事業推進調査について、国において沿線住民の理解を得ながら、従来、認可後に行っていた調査も含め、必要な調査等を先行的・集中的に行い、施工上の課題を早期に解決するとともに、開業までの期間を最大限短縮すること。

(3) 駅位置・詳細ルート等の早急な明示

沿線自治体との情報共有を徹底しながら、調査・検討を加速させ、駅位置・詳細ルートを早期に確定・公表するとともに、建設費や工期等を示すこと。併せて、認可・着工および全線開業に向けた具体的なスケジュールを早急に明らかにすること。

(4) 着工5条件の早期解決

着工5条件を早期に解決すること。特に、新幹線への公共事業費の大幅な拡充・重点配分、貸付料財源の最大限の確保、財政投融資の活用等、整備財源に関する議論を深め、必要な財源を早急に確保すること。

(5) 地方負担の軽減

沿線自治体に過度の負担が生じないように、より一層のコスト縮減や、地方交付税の拡充など国家プロジェクトにふさわしい十分な財政措置を講ずるとともに、負担に見合う受益を確保すること。

(6) 沿線地域住民の理解促進

関西をはじめとする沿線地域の住民に対し、国が前面に立って、国土政策の根幹を成す極めて重要な国家プロジェクトである北陸新幹線の必要性や意義を丁寧に説明し、早期全線整備に向けた理解促進を図ること。

(7) 並行在来線の取扱い

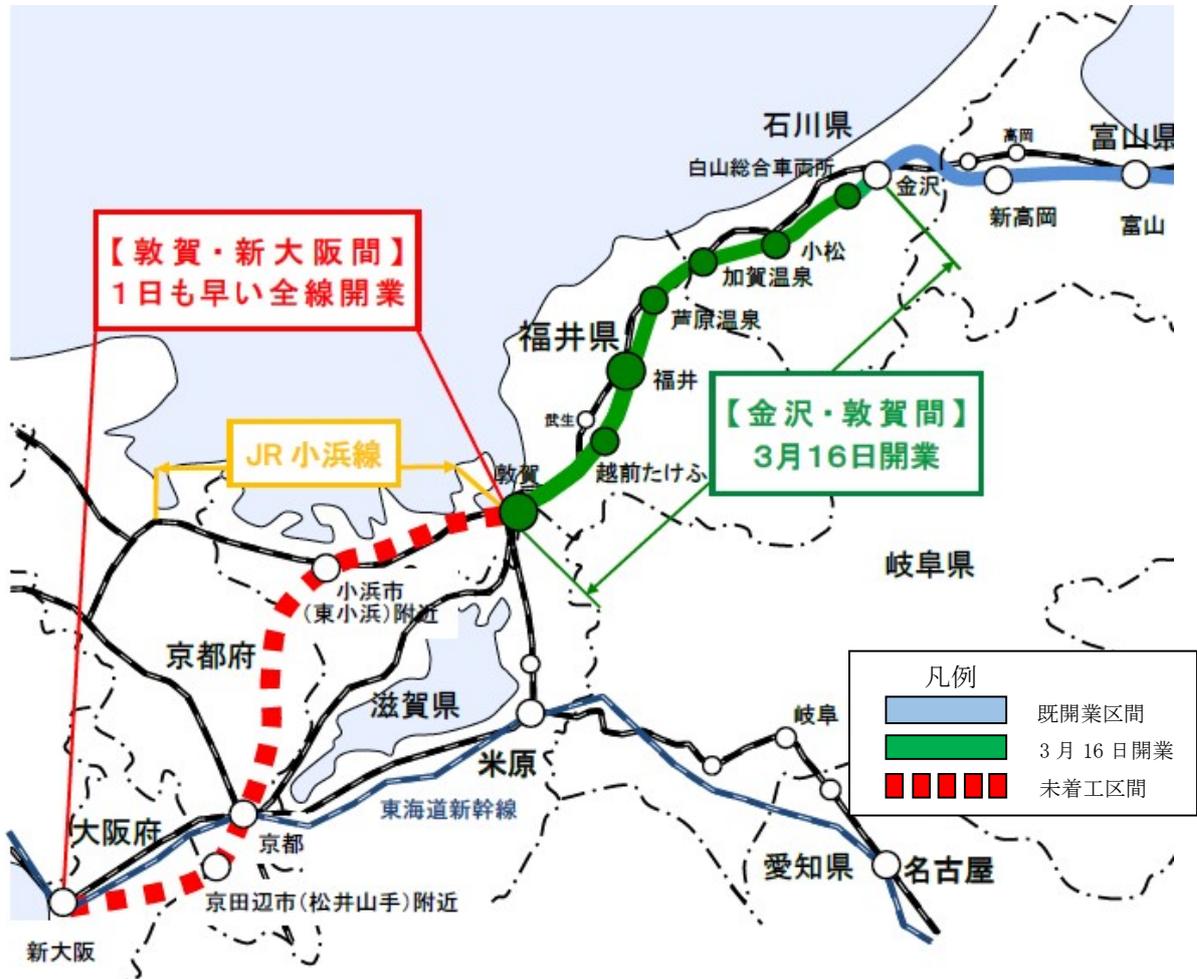
JR小浜線は特急が運行されておらず、また、新幹線開業により旅客輸送量が著しく低下する路線ではないため、敦賀・新大阪間の整備に伴う並行在来線には該当しないことを確認すること。

(8) 北陸と関西・中京間の円滑な流動の確保

金沢・敦賀間の開業により、敦賀駅において新幹線と在来線特急との乗換が生じたことから、北陸と関西・中京間の円滑な流動が確保されるよう、利用者の利便性向上を図ること。

最重点事項 1

○北陸新幹線の整備状況



2 並行在来線への支援

北陸新幹線の福井・敦賀開業と同時に J R 西日本から経営分離した北陸本線は、地域住民の日常生活に欠かすことのできない交通手段であるとともに、貨物鉄道の広域ネットワークの一部を担う重要な社会基盤である。

本県の経営分離区間は、北陸三県の中で最も輸送密度が低く、多くの運賃収入が見込めない上、全国の並行在来線で唯一、交流区間と直流区間を跨ぐ運行となることや、長大な北陸トンネルおよび特別豪雪地帯を有することにより他路線に比べ多額の維持経費を要するなど、厳しい経営状況が想定される。

これらを踏まえ、本県の並行在来線が第三セクターにより将来にわたって安定的に維持・存続が図られるよう、以下の支援策を講じること。

(1) 利便性向上のための設備投資等に対する支援

新たに社会資本整備総合交付金の基幹事業に追加された地域公共交通再構築事業について、輸送密度の条件を緩和し、経営が厳しい本県並行在来線の新駅整備や既存駅改修など、利便性向上のための設備投資を、既存の計画などを活用した簡便な手続きで事業の対象とし、優先的に採択すること。

また、新駅の整備については、新規採択が中止されている地域公共交通計画事業（コミュニティ・レール化）に代わる新たな支援制度を早急に創設すること。併せて、新たな支援制度の創設までは、地域公共交通計画事業の新規採択を継続すること。

(2) 運行維持に必要な財政支援

並行在来線会社の大きな収入源となっている貨物線路使用料の算定について、利用者数を維持するために旅客列車を増便する場合においても減少しない方法へ改めるとともに、重量のある貨物列車の走行に必要な路盤やレールの強化など高水準の設備保守に配慮したものとすること。

さらに、運営費に対する新たな支援制度の創設など、法制化も含めた財政支援措置を行うこと。

(3) 災害復旧に対する財政支援の拡充

令和4年8月大雨ではJR北陸本線において、大規模な交通障害が発生し、人流・物流が遮断された。重要な社会インフラである鉄道が被災した際、速やかな復旧を図ることができるよう、鉄道軌道災害復旧事業費補助制度の要件を緩和し、国庫補助率を大幅に引き上げるとともに、地方負担に係る地方財政措置を拡充すること。

【担当部署：未来創造部 新幹線建設推進課、地域鉄道課】

高規格道路の早期開通と国道 8 号の強靱化

【国土交通省】

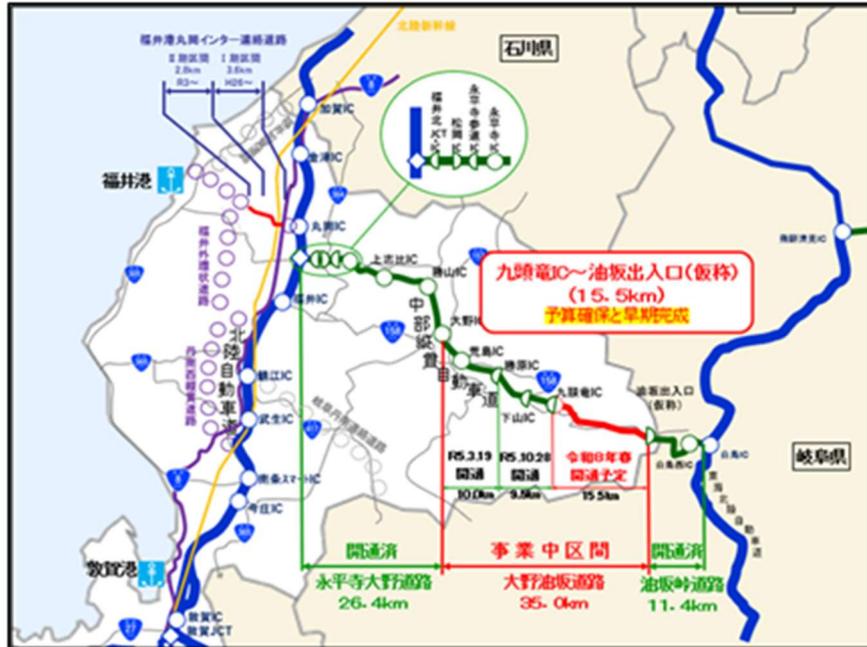
本県の高規格道路および国道 8 号は、日本海側の東西国土軸として北陸圏と中京圏・関西圏の広域的な連携をさらに強化し、これら圏域全体における産業・観光振興等の多様なストック効果を発揮することから、以下の対策を講じること。

1 中部縦貫自動車道大野油坂道路の予算確保と早期完成・開通

- ① 令和 8 年春に予定される大野油坂道路の全線開通を一日も早く実現するとともに、これに必要な予算について、補正予算を含めて確実に措置すること。
- ② 資材価格の高騰等により大野油坂道路の事業費増が生じたところであるが、県と連携してコスト縮減に取り組むとともに、交付税措置率の高い国土強靱化予算を増やすなど、地方負担の軽減を図ること。
- ③ 事業進捗や事業費について、想定と異なる事象が確認された場合には、速やかに県と情報共有すること。

最重点事項 2

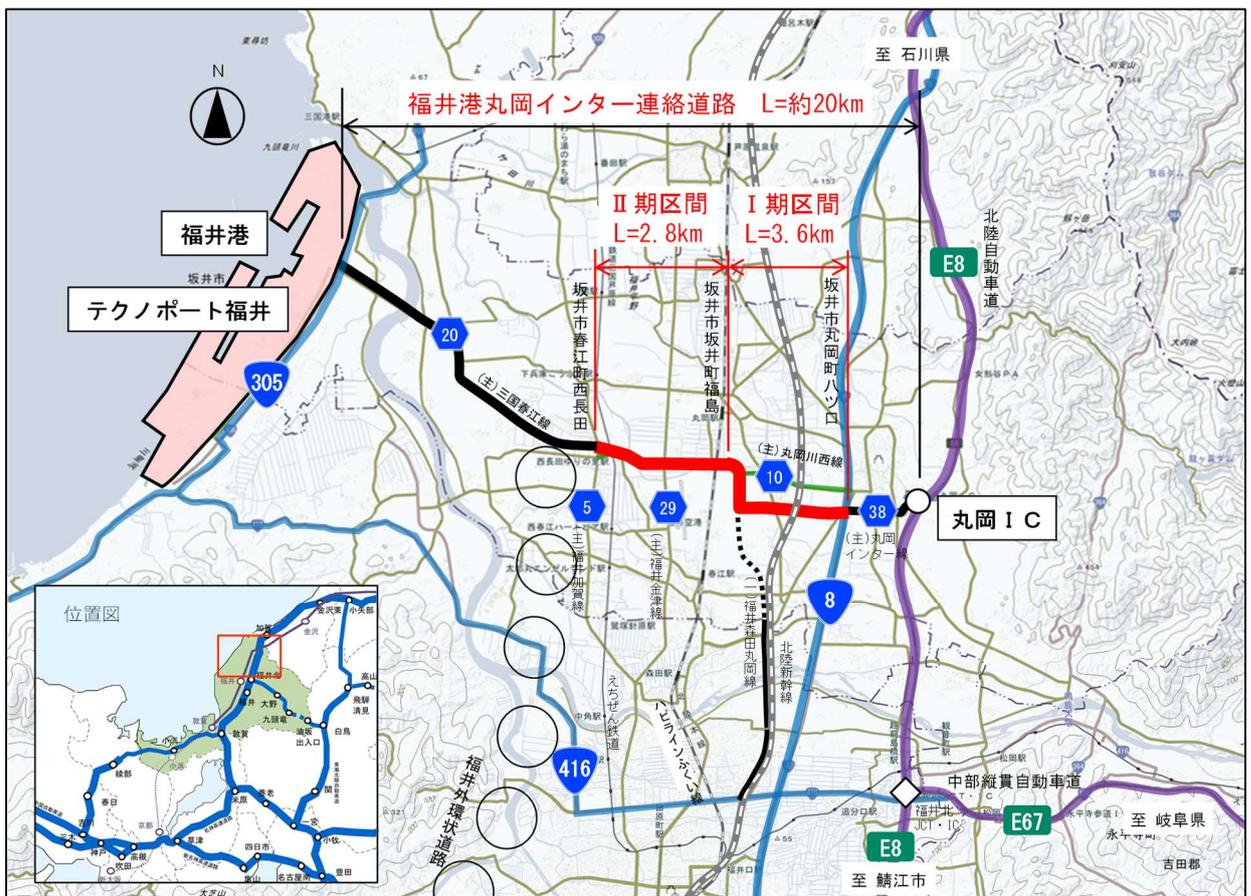
○中部縦貫自動車道の整備状況



3 福井港丸岡インター連絡道路の整備推進

福井港丸岡インター連絡道路は、中部縦貫自動車道と一体となり、新たな東西の物流軸として日本海側の福井港と中京圏を結ぶ道路であるため、I期区間（福島・八ツ口間（3.6km））およびII期区間（西長田・福島間（2.8km））が早期に開通できるよう、補正予算を含め必要な予算措置を行うこと。

○福井港丸岡インター連絡道路の整備状況



4 福井外環状道路の計画の具体化

重要物流道路である福井外環状道路は、物流・産業等の経済活動の支援や福井都市圏の交通分散による渋滞解消等を目的とした高規格道路である。また、災害からの迅速な復旧・復興にも寄与する広域的な道路ネットワークを形成する道路でもあるため、早期事業化に向けて、計画の具体化を進めること。

○福井外環状道路の要望箇所図



5 国道8号の強靱化

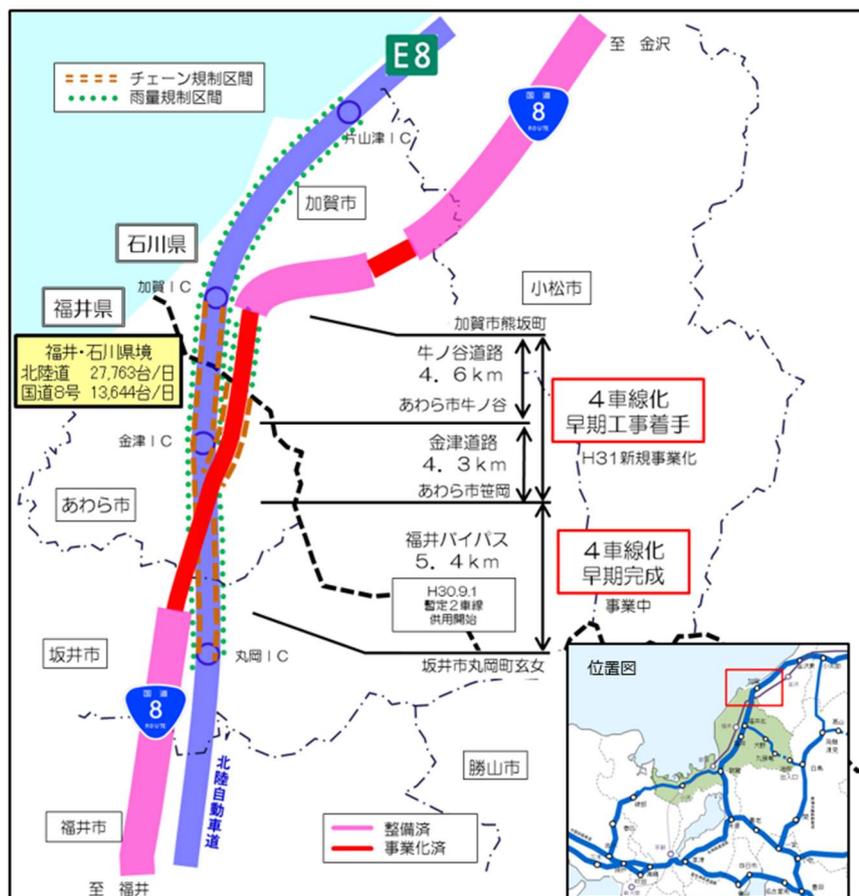
国道8号は関西・中京から北陸、東北を結ぶ日本海側の国土軸で、物流において大きな役割を果たすとともに、国土強靱化の面で重要な路線である。また、令和3年1月の大雪、令和4年8月の大雨では、大規模な交通障害が発生し社会経済への大きな影響が生じるなど、平常時に加え災害時における機能の強化を進めることが急務であるため、以下の区間の早期整備に最大限努めること。

(1) 石川・福井県境部の整備促進

石川県加賀市^{くまきかまち}熊坂町～あわら市笹岡間（8.9 km）の牛ノ谷道路、金津道路について、早期に4車線化工事に着手すること。

福井バイパスの暫定2車線区間であるあわら市^{げんによ}笹岡～坂井市丸岡町玄女間（5.4 km）の完成時期を公表し、早期に4車線で完成すること。

○国道8号 石川・福井県境区間の整備状況



最重点事項 2

(2) 南越前町～敦賀市間の整備促進・早期事業化

敦賀市^{あげの}挙野～田結^{たい}間（3.8 km）の敦賀防災について、早期完成に向け事業進捗が図られるよう、必要な予算措置を講じること。

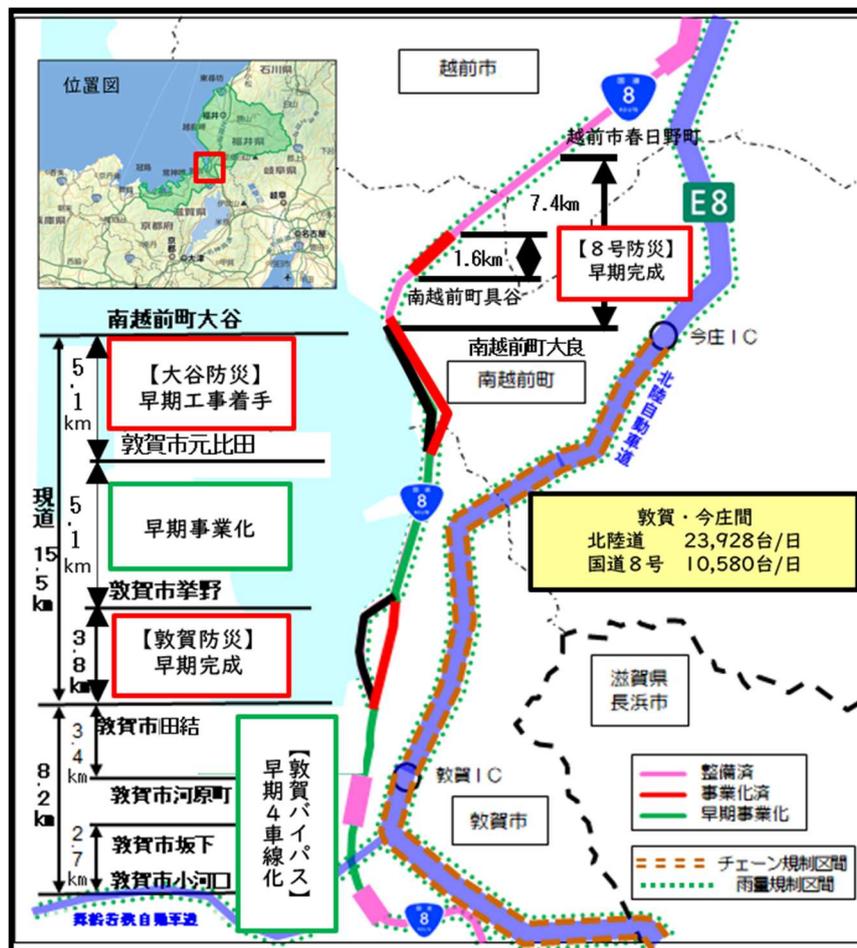
今年度新規事業化された南越前町^{おおたに}大谷～敦賀市^{もとひだ}元比田間（5.1 km）の大谷防災について、早期に工事に着手するとともに、未事業化区間についても早期の事業化を図ること。

越前市^{かすがのちょう}春日野町～南越前町^{だいら}大良間（7.4 km）の8号防災について、残る南越前町^{ぐだに}具谷地区の区間（1.6 km）を早期に完成すること。

(3) 敦賀バイパスの4車線化整備

敦賀市^{たい}田結～小河口^{おごぐち}間（8.2 km）の敦賀バイパスについて、早期に全線4車線化すること。

○国道8号 南越前町～敦賀市区間の整備状況



最重点事項 2

6 国道365号栃ノ木峠道路の直轄権限代行による早期事業化

令和4年8月の大雨など、近接する北陸自動車道と国道8号の同時通行止めが頻繁に発生することから、リダンダンシー確保のため栃ノ木峠道路の早期整備が必要である。当該道路は県境をまたぐトンネル計画であり、脆弱な地質のため難工事が想定され、高度な技術力などが必要であることから、今年度着手した直轄調査を速やかに完了し、早期に直轄権限代行による事業化を図ること。

【担当部署： 土木部 道路建設課、高規格道路課】

○国道365号栃ノ木峠道路の要望箇所図



敦賀港の機能強化による強靱な海上物流体制の確保

【国土交通省】

敦賀港は、対岸諸国との交易をはじめ北海道から九州までの日本全域を背後圏とし、日本海側の港湾で唯一、コンテナ、フェリー、RORO船の航路が就航するユニットロードの拠点である。また、4車線化が進む舞鶴若狭自動車道等の複数の高速交通体系で太平洋側と直結するとともに、関西・中京圏から最も近い日本海側港湾であることから、太平洋側港湾被災時の代替港としての機能を有する。

さらに、能登半島地震や熊本地震など近年発生している災害時においては、敦賀港を利用して自衛隊が被災地に緊急物資を輸送するなど日本海側の広域防災拠点としての役割を果たしている。

このような敦賀港において、さらに港湾機能を強化するため、以下の対策を講じるとともに、必要な港湾予算を確保すること。

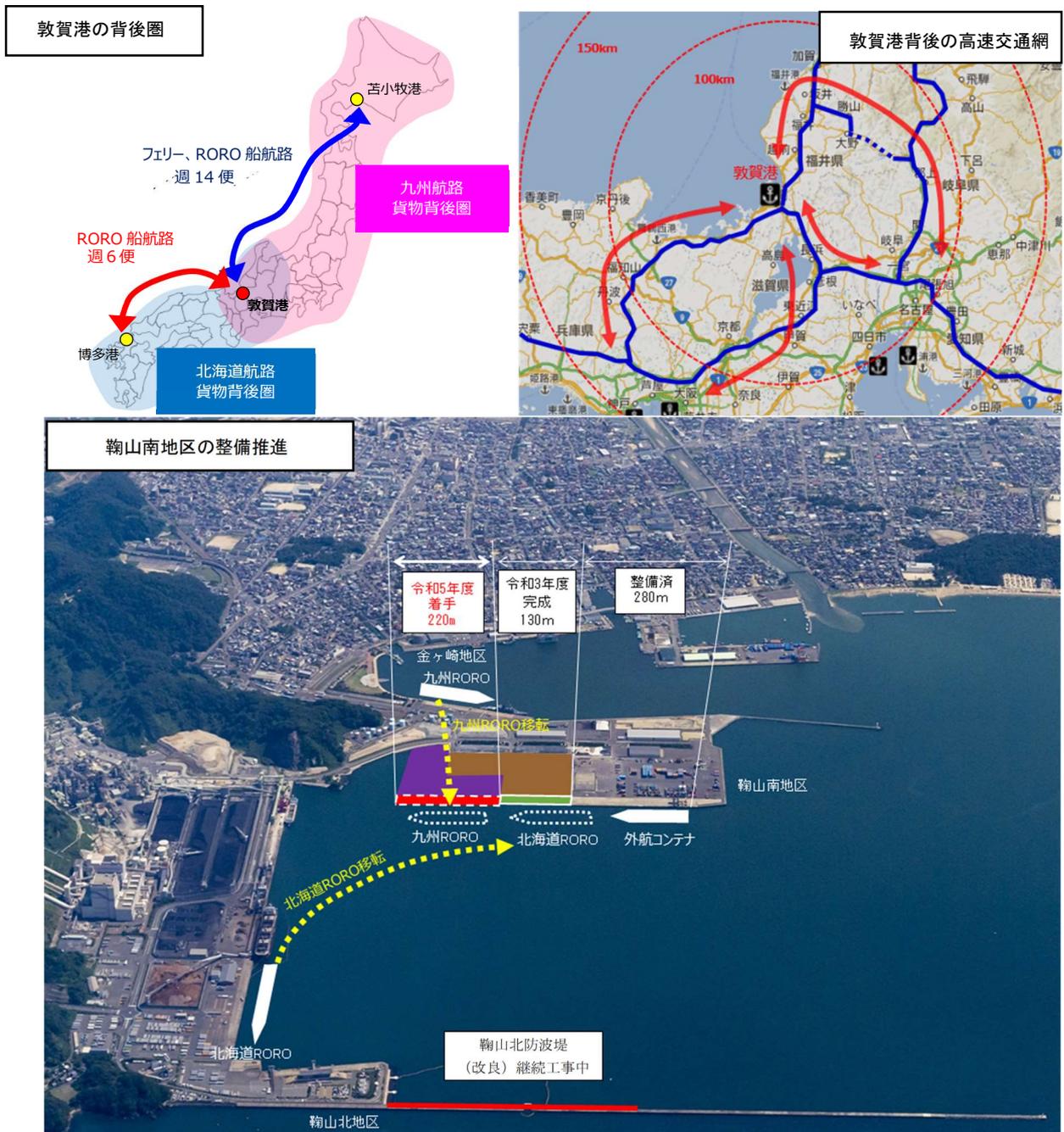
1 鞆山南地区ユニットロードターミナルの整備推進

- ①日本海側最大のユニットロードの拠点である敦賀港において、コンテナ、RORO貨物の集約による荷役の効率化、モーダルシフトの促進、南海トラフ地震等における太平洋側港湾のバックアップ機能の強化を図るため、鞆山南地区においてユニットロードターミナルの岸壁の整備推進を図ること。
- ②大規模災害時において敦賀港の防災機能が確実に発揮されるよう、鞆山南地区の耐震強化岸壁や鞆山北防波堤の改良などを促進し、早期の整備効果発現を図ること。
- ③事業の実施にあたり、交付税措置率の高い国土強靱化予算を増やすなど、地方負担の軽減を図ること。

2 次世代高規格ユニットロードターミナルの実現

国の中長期政策（PORT2030）に位置づけられている次世代高規格ユニットロードターミナルを敦賀港において実現できるよう、情報管理システムなどの導入に向けた技術的支援等を行うこと。

【担当部署：土木部 港湾空港課】



最重点事項 3



防災・減災、国土強靱化対策の加速

【 内閣府、文部科学省、国土交通省 】

令和3年1月の大雪、令和4年8月および令和5年7月の大雨、令和6年1月能登半島地震等、近年大規模自然災害が相次いでいる。いつどこで起きるかわからない災害から国民の命を守り、暮らしと経済を支える防災・減災、国土強靱化は喫緊の重要課題であることから、以下の対策を講じること。

1 足羽川ダム建設事業の促進

- ① 福井豪雨により甚大な被害を受けた県都福井市の中心部を洪水から守るために、ダム本体工事を着実に進めるとともに、工期短縮に努め、一日も早く完成すること。また、水源地域である池田町の地域振興に寄与する、国道417号（池田町市～上荒谷）などに必要な予算措置を行うこと。
- ② 資材価格の高騰等により足羽川ダムの事業費増が生じたところであるが、県および町と連携してコスト縮減に取り組むとともに、交付税措置率の高い国土強靱化予算を増やすなど、地方負担の軽減を図ること。
- ③ 事業進捗や事業費について、想定と異なる事象が確認された場合には、速やかに県と情報共有すること。

○足羽川ダムの整備状況

福井県の治水対策（足羽川ダム建設の推進）



2 地域の国土強靱化加速に必要な予算・財源確保

国土強靱化地域計画に基づく取組を迅速かつ確実に実施していくため、防災・減災、国土強靱化の5か年加速化対策において、近年頻発する大雪を踏まえ、雪害対策など対象事業の更なる拡充を図り、最終年度となる令和7年度においても、必要な予算・財源を例年以上の規模で確保すること。

また、改正国土強靱化基本法を踏まえ、5か年加速化対策後も切れ目なく社会資本整備を推し進めるため、国土強靱化実施中期計画を令和6年内の早期に策定し、継続的・安定的に国土強靱化を推進できるよう、必要な予算・財源を別枠で確保すること。

【拡充が必要な事業の例】

- ・ 消雪施設の整備、除雪機械の整備
- ・ 道路照明のLED化
- ・ 水位計・河川監視カメラ等機器の更新費用 等

3 社会資本整備における地方負担の軽減

公共事業において、資材価格の高騰など必要な財政需要を、地方財政計画に適正に盛り込むこと。

4 令和6年能登半島地震を踏まえた防災力の強化

(1) 地震対応の速やかな検証と分かりやすい周知

今後の地震災害に備え、能登半島地震における対応について速やかに検証を行い、有効な対策を各自治体に分かりやすく示すこと。

(2) 最新の知見に基づく断層評価結果の早期公表

国の地震調査研究推進本部において、能登半島地震を踏まえた最新の知見に基づく評価を行い、その結果を速やかに公表すること。

(3) 住宅の耐震化の推進

令和6年能登半島地震をはじめ、近年大規模地震が頻発していることから、住宅の耐震化を加速させるため、補助制度の拡充など、必要な財政的支援を行うこと。

(4) 社会インフラの長寿命化対策・耐震化の推進

①老朽化が進行する公共施設等について、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策として、計画的に長寿命化対策を実施できるよう、要修繕箇所対策を確実に実施するための予算を安定的に確保すること。

最重点事項 4

- ② 県営排水機場の長寿命化修繕計画に基づいた予防保全型の対策が推進できるよう、排水ポンプ設備の更新を実施する河川メンテナンス事業に必要な予算措置を行うこと。
- ③ 堤防や小規模な水門・排水機場等は、治水上重要なインフラであるため、これらの河川管理施設の定期点検についても、橋梁やトンネルなどの道路施設と同様に補助の対象とすること。
- ④ 堤防や樋門・水門等の河川施設の適正な維持管理は、長寿命化対策を推進するうえで非常に重要であることから、河川施設の点検や台帳の整備等の維持管理業務について、省力化、効率化、高度化が期待できるインフラDXの推進に必要な予算措置を行うこと。
- ⑤ 洪水被害の発生を防止するため、事前放流等のダム操作を確実に行えるよう、ダム設備の修繕、更新、改良について予算枠を拡充し、必要な予算措置を行うこと。
- ⑥ 上下水道施設は、地震等で機能が滞った場合、住民の健康や社会活動に重大な影響を及ぼすものであることから、耐震化を伴う改築を計画的に実施できるよう、防災・安全交付金による必要な予算措置を行うこと。特に上水道においては、採択基準の緩和および補助率の引上げを図ること。
- ⑦ 橋梁やトンネルなど道路インフラ施設の長寿命化修繕計画に基づいた予防保全型の修繕や橋梁の耐震補強について、予算枠を拡充し、必要な予算措置を行うこと。

【担当部署：防災安全部 危機管理課/土木部 道路建設課、高規格道路課、道路保全課、河川課、砂防防災課、港湾空港課、都市計画課、建築住宅課】

エネルギー政策の実行・原子力発電所の安全対策の強化

【内閣府、文部科学省、経済産業省、環境省】

エネルギー政策は、国民生活の安定、産業の発展、国家の安全保障に直接関わる重要事項である。

第6次エネルギー基本計画では、2050年に向けて「原子力について必要な規模を持続的に活用していく」とし、昨年2月に閣議決定されたGX実現に向けた基本方針では、原子力を最大限活用する方針が新たに示され、5月に改正された原子力基本法では、国民理解の確保や立地地域の振興、課題解決に向けた取組み等の国の責務、使用済燃料対策など国が講ずべき基本的施策が明記されている。

国は、こうした方針や法令に基づき、原子力の様々な課題に対し、これまで以上に前面に立ち、責任を持って取り組む必要がある。

特に、電力を消費する国民全体の問題である使用済燃料対策については、昨年10月に関西電力が策定した使用済燃料対策ロードマップを着実に進めるため、国が主体的に取り組むことが重要である。

また、県民の安全・安心の確保が最優先であり、国は十分な科学的根拠に基づき、原子力発電所の安全対策を進める必要がある。

については、以下の対策を講じること。

1 原子力・エネルギー政策の実行

(1) 原子力政策の明確化と着実な実行

将来の原子力の必要な規模とその確保に向けた道筋など原子力の将来像をより明確にするとともに、核燃料サイクルなど原子力の様々な課題に対して責任あるエネルギー政策を着実に実行すること。

また、GX実現に向けた基本方針およびGX脱炭素電源法で示された原子力活用の方針や国の責務等を踏まえ、国が講ずべき施策をより具体化し、エネルギー基本計画を見直すこと。

(2) 使用済燃料対策への主体的な対応

関西電力の使用済燃料対策ロードマップに基づき、使用済燃料が確実に搬出されるよう、再処理工場の竣工目標の実現、中間貯蔵施設に係る関係者の理解確保などに向け、エネルギー政策に責任を持つ国が前面に立って主体的に対応するとともに、事業者全体で連携して取り組むよう、厳しく指導すること。

また、全ての使用済燃料は再処理するため、湿式貯蔵、乾式貯蔵の方式を問わず、発電所内での保管は一時的なものであることについて、国が責任を持って、県民・国民に説明し理解を得ること。

さらに、乾式貯蔵施設に保管する使用済燃料について、関西電力は、2030年頃の間中貯蔵施設設置後、順次速やかに搬出するとしており、その具体的な搬出時期の考え方を明確に示すよう、事業者を指導すること。

(3) 原子力発電に対する国民理解の促進

国が前面に立って、原子力発電の重要性・必要性およびGX実現に向けた基本方針等に示された運転期間延長、次世代革新炉の開発・建設などの原子力活用の方針について、立地地域はもとより電力消費地において説明を尽くすこと。また、理解活動の効果検証等を通じて、広報手法の工夫・改善を行い、国民に対し丁寧に分かりやすく説明し、理解を得ること。

さらに、立地自治体の広報事業についても拡充して行えるよう必要な予算額を確保すること。

(4) 運転サイクル長期化等における安全性の確認

「今後の原子力政策の方向性と行動指針」で示された運転サイクルの長期化や定期検査の効率的実施等について、国が事業者と十分議論の上、安全性を厳正に確認すること。

(5) 安全対策に係る事業環境の整備

事業者において、既設炉の活用、次世代革新炉の開発・建設に係る安全対策への投資が十分に行えるよう、国が早急に事業環境を整備すること。

(6) 関西電力の業務改善への対応

金品受領問題、顧客情報不正利用問題等にかかる業務改善計画を実行する関西電力に対して、電気事業法に基づき厳しく指導・監督し、改善の内容について、国が責任を持って国民に説明すること。

(7) 使用済MOX燃料の処理・処分への対応

使用済MOX燃料の処理・処分について、技術的な検討・研究開発を加速し、その具体的な方策を明らかにすること。

(8) 「もんじゅ」、「ふげん」の廃止措置への対応

- ① 「もんじゅ」の廃止措置については、事業者任せにせず国が工程管理を行うとともに、指導・監督を強化し安全確保に万全を期すこと。

また、発電設備の解体撤去等の廃止措置作業が安全・着実に実施されるよう、継続的に安全体制を強化すること。

使用済燃料およびナトリウムの県外搬出については、国が示した搬出期限までに実行できるよう、政府一体となって取り組むこと。

- ② 「ふげん」の廃止措置については、解体工法の変更に伴う技術開発および使用済燃料の仏国への搬出が計画どおり安全・着実に進むよう、国が責任を持って工程管理を行うこと。

- ③ 廃止措置計画の変更および廃止措置の進捗状況について、県民に対し、丁寧に分かりやすく説明すること。

(9) 原子力発電所の着実な廃止措置への対応

廃炉に伴い発生する低レベル放射性廃棄物の処分などの課題について、事業者任せにせず、国が責任をもって更地化までの長期に亘る廃止措置を着実に進めていくこと。

(10) エネルギー教育の推進

原子力をはじめ様々な電源の特徴について、国民一人ひとりが正しい知識を身に付けられるよう、学校教育等におけるエネルギー教育を一層充実するとともに、県内のエネルギー教育施設の活用を支援すること。

また、エネルギーに関する情報収集、実験・検証、分析および周囲の人との意見交換など、生徒が行う主体的で探究的な幅広い学習活動を支援すること。

2 実効性ある安全規制の実施

- ① 原子力規制委員会は、新規制基準に基づき、科学的・技術的観点から原子力発電所の安全を遅滞なく効率的に確認し、安全の確保を図るとともに、発電所の安全審査について、県民・国民に対し、正確で分かりやすい説明を行い、理解確保に努めること。
- ② 高経年化炉に関する安全性については、新たな規制制度に基づき厳正に確認するとともに、県民・国民に対し丁寧で分かりやすい説明を行うこと。
- ③ 新たな安全規制に係る審査が遅滞なく行われるよう、本庁での審査体制を強化すること。また、現場を重視した安全対策・事故制圧・防災体制の徹底を図るため、現地の規制事務所の人員体制を充実強化すること。
- ④ 新検査制度について、第三者の意見等を踏まえた運用改善や検査結果の透明性確保に努めること。
- ⑤ 立地自治体の求めに応じて意見交換を行い、地元との意思疎通を図ること。

⑥活断層の評価等については、事業者と十分にコミュニケーションを取り、科学的根拠をもとに議論を尽くすこと。

3 LNGインフラ整備の実現

エネルギー供給網の強靱化の観点から、日本海側と太平洋側を結ぶ広域ガスパイプラインの整備構想を国が早期に策定すること。

【担当部署：防災安全部 原子力安全対策課 / エネルギー環境部 エネルギー課
/ 教育庁 義務教育課、高校教育課】

原子力発電所周辺地域の防災体制の強化

【内閣府、環境省、国土交通省、防衛省】

立地地域住民の安全・安心を確保するため、原子力発電所周辺の防災対策を一層充実強化する必要があることから、以下の対策を講じること。

1 原子力防災対策の充実

(1) 広域避難体制の整備

- ①本年1月に発生した能登半島地震においては、多くの道路損壊、家屋倒壊等が発生したことから、国においては、能登半島地震で発生した事象を十分検証の上、必要な対策を検討し、広域避難計画（「緊急時対応」）を見直すこと。
- ②敦賀地域においても、国が主体的に実効性ある広域避難計画（「緊急時対応」）を策定すること。策定された計画については、訓練や専門的知見を踏まえ改善を図るとともに、県民への広報・周知を行い、原子力防災対策に係る理解促進を図ること。
- ③被ばくの影響を低減させる屋内退避の重要性や木造住宅を含む一般住宅での効果について、科学的根拠に基づき、県民に対して分かりやすく説明すること。
- ④バスや福祉車両の輸送手段、スクリーニング・除染体制など、避難行動要支援者を含む住民が迅速かつ安全に避難できる体制を整備すること。
- ⑤近年、短期間の集中的な大雪が全国的に発生していることを踏まえ、大雪時に住民避難が円滑に実施できるよう、避難道路の確保や除雪体制の充実を図ること。

⑥住民への迅速な情報伝達や避難所運営のDX化を推進するため、デジタル技術を活用した避難者支援業務の実証事業等を踏まえ、情報システムの整備方針を示し、全国展開すること。

(2) 予測的手法の活用

避難ルートや避難先の選定などには、参考情報として放射性物質の拡散を予測する情報が重要と考えられるため、国の分科会において、関係自治体の意見を十分聴いた上で、具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。

(3) 原子力災害時における事故制圧体制と避難支援体制の強化

- ①重大事故が起こった場合に備え、指揮命令系統や必要な資機材の整備等について、国や実動機関、原子力事業者が、引き続き具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。
- ②原子力緊急事態支援センターに対して、実践的訓練を実施させるなど、国が継続的な検証を指導するとともに、原子力災害対応資機材の技術開発を支援すること。
- ③自然災害等により集落が孤立した場合に、大量輸送による迅速な避難を行うため、大型ヘリコプターや大型船舶など多様な避難手段を確保し、実動機関が一体となった避難支援体制を強化すること。

(4) 安定ヨウ素剤の配布・服用体制の充実・発信

- ① 安定ヨウ素剤の事前配布を進めるため、医療用医薬品としての位置付けを見直し、対象者個人への直接送付を認めるなど、住民や自治体のさらなる負担軽減の方法を示すこと。
- ② U P Zにおける安定ヨウ素剤の事前配布への対応が各道府県で大きく異なることから、原子力防災対策としての科学的知見を踏まえ、国が安定ヨウ素剤配布の方向性を示すこと。
また、配布対象者の範囲など配布・服用体制のあり方について、原子力災害対策指針等に反映させること。

(5) スクリーニング・除染体制の充実

スクリーニング・除染に必要な資機材の関係道府県間における広域共用について、どの地域で災害が起きても必要な数量の資機材を確実に相互融通・確保できるよう運送事業者との調整など国が統括的な対応を行うこと。

併せて、資機材の保管場所からスクリーニング会場への搬送・展開方法や契約条件等について、国が基本的な考え方を示すなど道府県に対する十分な支援を行うこと。

また、スクリーニング・除染の実施にあたっては、多くの要員の確保が必要となることから、電力事業者に加え、国や自衛隊等による支援体制を整備すること。

(6) 緊急時の甲状腺被ばく線量モニタリングの実施体制の構築

- ①令和5年5月に、国の甲状腺被ばく線量モニタリング実施マニュアルが制定され、実施主体となる県による実施計画の策定が位置付けられたが、測定結果に基づく甲状腺被ばく線量の推定方法や測定データの管理方法、住民への説明のあり方など、実施の意義・目的に関わる多くの事項が、未だ検討されていない状況となっている。これら県の実施体制構築に必要となる検討課題については、国が地方自治体の意見を取り入れながら早期に検討を進めること。
- ②詳細測定については、現在開発中の可搬型の測定機器実用化までは、機器を有する医療機関等での実施となり、遠方への搬送などの負担が大きいため、実用化見込みを早期に示すとともに、実用化前の詳細測定について、国が車載のホールボディカウンタを避難所に投入するなど、具体的な対応策を講じること。
- ③被災自治体においては、緊急時に様々な業務が集中し、必要な測定体制のための人員確保は困難であり、全国的な測定要員の体制構築が必要となることから、広域的な調整について、国が主導して進めること。

また、特に全国的な応援体制が想定される電力事業者に対しては、事業者内での研修実施により要員の測定対応の知識・技能の習得を行うよう国が事業者を指導するなど、広域的な人材確保・育成に取り組むこと。

【担当部署：防災安全部 危機管理課 / 健康福祉部 地域医療課】

原子力発電所立地地域の振興・課題解決

【内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省、環境省】

原子力基本法において、立地地域の地域振興および課題解決に向けた取組みを推進することが、国の責務として明記されているところである。本県は半世紀以上にわたり、国策である原子力政策に志を持って協力しており、国はこれらの取組みの推進を一層強化し、多様なエネルギーを活用した地域経済の活性化やまちづくりを実現するため、以下の方策を講じること。

1 国の責務による立地地域の振興および安全安心などの課題解決に向けた取組みの推進

原子力基本法に示された国の責務に基づき、避難道路の整備など原子力防災の強化や、原子力への理解促進、医療人材の確保、雇用拡大に向けた企業誘致など、地域の課題や要望を踏まえ、地域住民に裨益のある新たな取組みを早期に提示すること。加えて、原子力事業者に対しても、原子力基本法の趣旨にのっとり、協力する責務を果たすよう指導すること。

また、北陸新幹線敦賀以西の早期認可・着工や、舞鶴若狭自動車道の4車線化についても、立地地域の振興や安全確保につながるものであり、取組みを推進すること。

2 共創会議で示された将来像の実現に向けた取組みの推進

立地地域の持続的発展に向け、福井県・原子力発電所の立地地域の将来像に関する共創会議において示された将来像の実現のための十分な予算措置を行い、政府一体となって、国等の取組みを着実に実施すること。

特に、原子力の研究開発については、「もんじゅ」を含む周辺地域の高速炉研究開発の中核的拠点化に向けた調査を早急に完了し、拠点化構想を早期に具体化するとともに、原子力発電の安全性をさらに高める観点から、SMRなど革新的な原子炉を対象とした研究開発を国が主導して進めること。

また、国等の取組みについては、進捗状況を定期的にフォローアップするとともに、社会環境の変化等を踏まえ事業を追加するなど、必要な修正を行うこと。

3 水素・アンモニア拠点の形成

国の水素基本戦略に基づく水素・アンモニアの拠点形成に当たっては、南海トラフ巨大地震等を想定したエネルギー供給リスクの分散、バックアップ機能強化のため、日本海側の敦賀港を中心としたエリアを拠点に位置付けること。

また、日本海側と太平洋側が相互に補完できるパイプラインなど供給ネットワークを構築すること。

4 嶺南Eコースト計画に基づく施策の推進

(1) 原子力人材の維持・強化

G X実現に向けた基本方針で示された原子力活用の方針を踏まえ、将来にわたり、原子力発電所の運転や廃止措置における安全が確保できるよう、原子力人材の確保・育成や技術継承などの国の取組みについて、さらなる充実を図ること。

(2) 原子力研究・人材育成基盤の維持・発展

「もんじゅ」の廃止措置への移行に伴い、敦賀エリアを原子力研究・人材育成拠点とするために実施する施策について、十分な予算措置を行い、着実に実施すること。

特に、中核的施設として国が新たに整備する試験研究炉は、わが国の原子力人材の育成の観点からも極めて重要である。京都大学の研究用原子炉（KUR）が2026年5月で運転終了する予定であることから、西日本における原子力分野の研究開発・人材育成の基盤を維持するため、完成までの工程を明確にし、2026年から間をおかず、早期に整備すること。

設計に当たっては、研究開発や産業分野への活用拡大のため、この試験研究炉にしかない独自の実験装置や機能、研究炉の利用を促進するための運営・支援体制の構築、周辺のエネルギー教育施設との連携、大学のサテライトキャンパスや宿泊施設などの周辺環境の整備について検討すること。

また、医療用ラジオアイソトープ（R I）について、国内製造拠点の多角化を図るため、新試験研究炉を活かした西日本の製造拠点化に向けた検討を行うこと。

さらに、「もんじゅ」における1,000名雇用の維持については、廃止措置着手から10年を経過した後も、試験研究炉の運転が開始されるまでの間は、十分な雇用の確保に努めること。

（3）原子力サイクルビジネスへの支援

廃止措置工事等から発生するクリアランス推定物を集中処理・再利用する原子力サイクルビジネスは、地元企業の技術向上・人材育成、受注拡大に加え、廃止措置の円滑化、資源の有効活用による循環型社会への貢献等、国の原子力政策や環境政策を進めるうえでも重要な取組みである。

国としても、これを全国のリーディングプロジェクトとして、施設の詳細設計や整備に係る初期投資への財政支援、熔融クリアランス処理に係る研究開発支援等、ビジネスの実現に向けた取組みを支援すること。

また、ビジネスの前提となるクリアランス物のフリーリリースの実現に向けて、国が責任をもって国民理解の促進に取り組むこと。

さらに、利活用に向けた国の実証事業を拡充するとともに、本県が県内企業と連携して行う普及や啓発活動等に対し支援を行うこと。

5 立地地域に配慮した電源三法交付金・補助金制度の充実強化

- ①国の政策転換による廃炉の急激な進行などにより、立地地域の想定を超えた電源三法交付金の減少が続いている。地域が持続的に維持・発展できるよう、発電所の運転終了により減少した交付金の額を従前の水準まで回復させるとともに、この水準を維持した上で適用期間を完全撤去まで延長すること。
- ②「もんじゅ」廃止措置による地元への影響を緩和するため、特例適用により交付限度額が拡充されている電源立地地域対策交付金（自立発展枠）について、引き続き現在の交付水準を維持すること。
- ③運転期間延長に対する地域理解促進のため、原子力立地給付金制度について、40年超運転に対する割増措置を新たに設けること。また、誘致企業に対する電気料金の割引制度（原子力発電施設等周辺地域企業立地支援補助事業）の期間を延長すること。
- ④電源立地地域対策交付金（長期発展対策交付金）について、使用済燃料貯蔵量および貯蔵能力に基づく交付額を増額するとともに、全ての使用済燃料が事業所外に搬出される日までを交付期間とすること。また、県に対しても交付するよう拡充すること。
- ⑤再生可能エネルギーや水素エネルギーを導入したスマートエリアの形成など、多様なエネルギーを活用した地域振興を支援するエネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金の予算額を十分確保すること。

6 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の充実強化

特別措置法に基づく振興計画に掲げる事業については、達成に向け所要の措置を講ずるとともに、対象事業の拡充や補助率の更なる嵩上げ、不均一課税の対象業種の拡大など、制度の充実強化を図ること。

7 法人事業税に係る収入金額課税の堅持

電気供給業に係る法人事業税については、電気供給業が原発立地地域から多大な行政サービスを受益していることから、現行以上の見直しを行うことなく、収入金額課税を堅持すること。

また、収入金額課税は、受益に応じた負担を求める外形課税として定着し、地方税収の安定化に大きく貢献しているため、ガス供給業についても同様に、現行以上の見直しを行わないこと。

【担当部署： 総務部 税務課 / エネルギー環境部 エネルギー課】

脱炭素社会の早期実現

【総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

2050年のカーボンニュートラルの達成に向け、本県は2030年の温室効果ガス49%削減（2013年度比）を目標に排出削減を進めており、自治体の取組みが加速するよう、国が責任をもって以下の対策を講じること。

1 脱炭素社会の実現に向けた支援

- ① 脱炭素社会の実現には、気候変動に対する危機感を国民全体で共有し、行動変容につなげる必要があることから、脱炭素化に向けた国民運動をより強力に進め、国民の更なる意識の向上を図るとともに、地方自治体や事業者等が取り組む地球温暖化対策の普及啓発に対し、十分な予算を確保し支援の強化を図ること。
- ② 再生可能エネルギーや原子力発電によるCO₂削減効果について、立地地域の成果として評価する仕組みを設けること。
また、立地地域が脱炭素へ貢献していることについて、国民に対し丁寧に分かりやすく説明し、理解を得ること。
- ③ 2050年のCO₂排出実質ゼロに向けた地方自治体の脱炭素の取組みが確実に進められるよう、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の予算規模を大幅に拡充すること。また、本県のような豪雪地域における太陽光発電設備の補助率嵩上げや、既設の太陽光発電設備へ蓄電池を付置する場合も補助対象とするなど、柔軟な支援制度とすること。

2 再エネの導入拡大に向けた電力システムの強化

再生可能エネルギーの導入拡大に向け、大規模蓄電池を活用し、電力需給を調整することによりシステムを効率的に運用する送配電ネットワークを創出するなど、電力システムの強化を進めること。

3 風力発電の導入円滑化

- ① 風力発電について、自然環境や景観等への影響、災害の誘発が懸念されるため、十分な調査や説明を行うなど、住民の理解を得て事業を進めるよう、国が責任をもって事業者を指導すること。
- ② 「一定の準備段階に進んでいる区域」に位置付けられている本県あわら市沖の洋上風力発電について、関係者の理解促進に努め、「有望な区域」に選定するとともに、地域協議会における議論が円滑に進むよう、十分な配慮を行うこと。

4 水素など次世代エネルギーの普及・導入拡大への支援

水素エネルギーの普及・導入拡大のため、燃料電池自動車の購入支援を継続的に行うとともに、需要を拡大するため、様々な価格帯・用途の車両が早期に普及するよう開発支援を行うこと。あわせて、水素ステーションの整備・運営への支援を強化すること。

5 電気自動車用充電インフラの普及支援

電気自動車の普及に不可欠な充電インフラについて、近年の設置需要増加に対応できるよう予算規模を大幅に拡充すること。

6 脱炭素推進に向けた林業の持続的かつ健全な発展への支援

(1) 林業のDX推進に向けた支援

所有と経営を分離し、主伐の推進による収益向上を図る「ふくい型林業経営モデル」の実現に必要な森林資源量や地形を正確に把握するため、航空レーザ計測に係る予算を十分に確保すること。

(2) 森林吸収量の確保に向けた林業支援

木材の利用拡大を図るための大型加工施設の整備に係る予算を十分に確保するとともに、原材料価格等の高騰を踏まえ、現行制度の上限事業費の設定を見直すこと。

(3) 林業の人材育成支援に係る予算確保・制度創設

全国で林業大学校が相次いで開校され、緑の青年就業準備給付金の給付対象者が増加していることから、ふくい林業カレッジ研修生を含む全国の研修生が給付金を受給できるよう、十分な予算額を確保すること。

また、自伐林家の確保・育成は山村地域の活性化にもつながることから、自伐林家に対しても「緑の雇用」担い手確保支援事業および緑の青年就業準備給付金事業と同等の経済的支援を行う補助制度を創設すること。

(4) 建築物の木造化・木質化の推進

公共建築物等の木造化・木質化を促進するため、補助率の引上げを図るとともに、既存事業で完成までに複数年を要する施設を支援の対象にすること。

また、脱炭素社会の実現に資するため、民間建築物についても木造化・木質化が推進されるよう、木材利用に対する税制優遇制度を新設するなど、実効性のある仕組みを構築すること。

【担当部署：エネルギー環境部 エネルギー課、環境政策課 /
農林水産部 県産材活用課、森づくり課】

こども・子育て政策の強化

【内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省】

我が国の少子化問題は深刻さを増し、待ったなしの課題であることから、「未来への投資」としてこども・子育て政策を強化するとともに、社会全体でこども・子育てを支えていくという意識を醸成していく必要がある。

我が国の持続的な成長のため、ライフステージに合わせた切れ目ない支援を強化し、官民一体となって結婚・出産・子育ての希望を叶えることができる社会を実現すること。

1 地方の子育て環境のさらなる充実

(1) 少子化対策の拡充

こども未来戦略の着実な実現に向けて、各施策の内容やスケジュールを早期に具体化するとともに、将来的な子ども・子育て予算の倍増に確実に取り組むこと。この際、地方の財源確保や地域の自主性・自立性に配慮すること。

(2) 結婚を希望される方への経済的支援等の充実

独身者の結婚の希望が叶うよう、地域少子化対策重点推進交付金について、確実に予算を確保するとともに、結婚に向けた経済的不安を軽減するため、結婚新生活支援事業の補助対象経費に奨学金の返済費用を含めるなど補助対象の拡充および所得制限の緩和を行うこと。

(3) 地域全体で若い世代を応援する社会の実現

子育て環境の優れた地方において、Iターン世帯や核家族世帯を含む子育て世帯を地域全体で応援する社会を実現するため、都道府県がファミリー・サポート・センター事業を実施する場合に補助対象とすることや、自家用車等による有償のこどもの送迎サービスを可能とするなど、地域の実情に応じた子育てサービスの実現に向けて取り組むこと。

(4) 子育て家庭への経済的支援

理想より実際に持つ子どもの数が少ない理由として、経済的負担を挙げる声が多いことを踏まえ、本県が実施している第2子以降の0～2歳児の保育料無償化などの経済的負担軽減につながる対策について積極的に講じること。

(5) 全国一律の子ども医療費助成制度の創設について

子どもの疾病の早期発見と治療を促進するとともに、子育て世代の経済的負担を軽減する観点から、全国の子育て世帯が等しく子ども医療費助成を受けられる環境を整備することが重要であり、国の責任において、全国一律の現物給付方式による子ども医療費助成制度を創設すること。

(6) 保育所等施設型給付や児童入所施設の措置費の見直し

人口減少地域等においては、児童が少なくすでに経営が苦しくなっている施設や人材の確保が深刻な問題となっている施設がある。施設型給付や児童入所施設措置費の定員区分の細分化・弾力化の実施や、地域区分によって都市部と地方に格差が生じている保育士・児童入所施設職員の給与水準について、地域区分を撤廃し全国一律のものとするなど、地方の自治体や保育所、児童入所施設等が持続可能な提供体制を確保するための制度の見直し等を早急に行うこと。

(7) 保育士等の処遇改善と安定的な確保

保育士の賃金を他産業と遜色のない水準まで処遇改善するとともに、保育士の加配支援、看護師等専門職員の配置、保育補助者の配置など、負担軽減策の充実を図り、保育現場の安定的な人材確保を行うこと。

(8) 幼児教育・保育の支援の一元化

就学前のすべての子どもが質の高い教育・保育を受けることができるよう、幼稚園、保育所、認定こども園への支援を一元化するとともに、施設種別や認定子どもの区分による支援の格差を解消すること。

(9) 放課後の子どもの居場所確保

共働き家族・核家族が仕事と子育てを両立できる環境を整備するため、放課後児童クラブ・放課後子ども教室の開設日数の弾力化や受入対象児童の拡充、その規模の大小に関わらない充実した財政支援、放課後児童支援員の処遇改善を通じた人材確保を進めること。

(10) ひとり親家庭等児童の習い事支援制度の創設

全ての子どもが将来の可能性を広げていくとともに、夢や希望を経済的な理由によって諦めることがないように、様々な学びや体験の機会を提供するために、ひとり親家庭や低所得世帯等の子どもの習い事支援への助成制度を創設すること。

(11) 義務教育における学校給食への財政支援

学校給食費は家庭の教育費に占める割合が大きく、家庭の大きな負担になっていることを踏まえ、保護者負担の軽減のため、国の責任において無償化を実現できるよう必要な制度を構築すること。

(12) 高校授業料無償化の対象拡大

子どもの数が多くなるにしたがって、高校における経済的負担が大きくなることを踏まえ、多子世帯について、高等学校等就学支援金制度の所得制限を撤廃するなど、高校の授業料による経済的負担を軽減すること。

(13) 高等教育（大学・専門学校等）の修学支援新制度の拡充

子どもの数が多くなるにしたがって、大学等における経済的負担が大きくなることを踏まえ、多子世帯以外について、高等教育の修学支援新制度の所得制限を撤廃するなど、高等教育機関の授業料による経済的負担を軽減すること。

また、地方の学生が地元の高等教育機関へ進学する学生への支援を嵩上げするなど、地方に若者が留まるようなインセンティブ制度を創設すること。

2 育児と両立できる働き方の推進

(1) 育児休業取得の推進

男性も長期間の育児休業を取得できることが当然となるよう、手取り10割相当を支給する出生時休業支援給付の給付期間の長期化や、周囲の社員への応援手当支給、代替人員確保など、企業の体制整備に向けた取組みへの支援を一層強化すること。

(2) こども家庭庁のサテライトオフィスの設置

子育て先進県である本県に、こども家庭庁のサテライトオフィスを設置し、地方と協力した現場主義での施策立案を進めるとともに、子育てと仕事を両立する働き方改革を先導すること。

【担当部署：総務部 大学私学課 / 未来創造部 未来戦略課、県民協働課 / 健康福祉部 こども未来課、児童家庭課 / 教育庁 教職員課、保健体育課】

分散型国家の実現とデジタル技術の社会実装の促進

【内閣府、デジタル庁、総務省、文部科学省、経済産業省】

人口減少問題は、大学進学や就職により地方の若者が、未婚率が高く合計特殊出生率の低い東京に流出し続けていることが根幹にある。東京一極集中による社会減が自然減を加速させており、この社会構造を早期に転換させることがきわめて重要である。国は責任をもって、大学定員や企業の地方分散など、都市から地方に人が流れる社会構造への転換を図ること。

また、地域が直面する様々な課題をデジタル技術の活用によって解決し、地方活性化を推進していくため、誰もが身近な場所でデジタル技術を活用できる環境を速やかに整備すること。



【データ】国勢調査、人口動態統計調査、住民基本台帳移動報告、人口統計資料集

1 若者が地方で学べる機会の創出

(1) 地域間の大学定員の偏在是正

現在、全国の18歳人口の9%しかいない東京都に、大学定員の25%が偏在しており、地方の若者が進学を機に県外へ流出せざるを得ない構造的な問題がある。

特定地域における過度の学生集中を抑制するため、平成30年度から東京23区内の大学定員抑制が行われているが、東京都内への大学生の集中には歯止めがかかっていない。このため、高度なデジタル人材育成にかかる23区内の大学定員増加については、この増加分を早期に他学部で減らすなど、大学定員の抑制を徹底すること。

また、定員抑制期間終了後の令和10年度以降は、各都道府県の18歳人口に見合うよう都市と地方との定員バランスを適正化することをルール化し、地方への定員移転を促進するため、地方におけるサテライトキャンパスや研究機関の設置・運営・定員増等に対する支援制度をより充実させるなど、十分な措置を講ずること。

(2) 地方大学の安定的な運営支援

地方国立大学については、令和4年度から、国の審査を踏まえ定員増が特例的に認められているが、地方創生に資する魅力ある地方大学の実現のため、当分の間、制度の継続を図るとともに、成長分野への学部再編や施設整備に要する経費については、補助率や支援額の拡充など、大学の規模にかかわらず十分な支援を行い、特色ある教育・研究の推進を図ること。

2 企業の地方分散の促進

(1) 企業の地方移転促進制度の強化

企業の地方移転を促進する手法として、税収中立を念頭に置きつつ、国の法人税率を全体として引き上げた上で、地方にのみ税額控除を行うことなどにより、実質的に東京と地方の法人税に差を設けること。

(2) 産業技術総合研究所「北陸センター」を核とした産業創出への支援

産業技術総合研究所の北陸デジタルものづくりセンターについて、地域の企業や大学、公設試験研究機関等との連携を強化するため、日本のものづくりを支える北陸エリア全体のイノベーション創出を担う拠点としてふさわしい、他の研究拠点と同程度の設備・人員体制を確保すること。

(3) スタートアップ支援の充実

各地域の大学や高等専門学校における技術シーズを活用したスタートアップの創出に向け、必要な施設の整備や大企業との人材マッチングに対する支援を拡充するとともに、小中高生も対象に含めた起業家教育を強化すること。

加えて、スタートアップに限らず、必ずしも高度な技術や斬新なビジネスモデルをベースとしない、地域課題の解決に取り組む等のローカル志向の起業が増加しており、そうした起業希望者も含め都道府県が行う支援施策について、十分な財政措置を講じること。

3 都市から地方への人の流れの拡大

(1) 移住支援金の拡充

東京圏に限定されている移住支援金制度を、大阪圏、名古屋圏にも拡大し、大都市圏から地方への人の分散を促進すること。なお、令和6年度から新設された地方就職学生支援制度についても、東京圏の学生だけでなく、大阪圏、名古屋圏の学生に拡大すること。また、インターンシップといったキャリア形成に重要な期間を含めるなど、自治体や企業および就職活動の実情・ニーズ等を踏まえ、より活用しやすい制度となるよう改善を図ること。

(2) 地域プロジェクトマネージャー制度の拡充

地域おこし協力隊や多様な関係者間を橋渡しする地域プロジェクトマネージャーを設置するにあたり、現在、市町のみを対象としている特別交付税措置を県も対象とすること。

(3) 大学運営交付金等の拡充

国から大学へ配分される交付金等の算定項目に「地方の就職率」や「地方就職への取組み」などを加えること。

(4) 奨学金を活用した若者の地方定着

奨学金の返還支援による若者の地方定着を促進させるため、医療福祉をはじめとした人手不足職種など、現在、対象外としている公務員についても特別交付税措置の対象とすること。

(5) プロフェッショナル人材事業への対応

地方創生を目的に、平成27年から開始されたプロフェッショナル人材事業について国は令和9年度に交付金を終了し、その後の運営は地方に委ねるとの方針を示しているが、人材の東京一極集中の是正を強力に進めるため、国主導のもと新たな施策を講じること。あるいは、施策の具体化が進むまでの期間については、当該事業を延長すること。

(6) ビッグデータ活用による行政サービスの向上

住民基本台帳に基づく人口移動データについて、秘匿処理したうえで個人の移動経歴をビッグデータとして公表するなど、地方自治体が行う人口移動の要因分析や移住定住施策の企画立案などに活用できる仕組みづくりを行うこと。

4 地方財政への十分な支援

(1) 地方一般財源総額の確保等

地方創生・人口減少対策や国土強靱化のための防災・減災対策、増加する社会保障費などの財政需要に対応するため、地方交付税総額の確保・充実を含め、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保・拡充すること。

また、原油価格や物価高騰による地域経済への影響を鑑み、重点支援地方交付金などの財政措置を継続すること。

(2) 地方創生関連予算の確保・充実

デジタル田園都市国家構想総合戦略の推進に向けて、地方創生の継続的な取組みを一層推進できるよう、必要な地方創生関連予算を十分に確保すること。特に、福井アリーナの整備など地方創生に資する拠点施設の整備に対し、予算を確保するとともに、地方の実情に合わせた積極的な財政面の支援を行なうこと。

(3) 公共施設等の適正管理の推進

公共施設等の適正な管理を推進するため、公共施設等総合管理計画に基づく除却事業に対して、公共施設等適正管理推進事業債の元利償還金に対する交付税措置を講じるなど、財政措置の充実を図ること。

5 地方創生にふさわしい選挙制度改革

国の選挙制度については、人口減少に直面している地方の声や実情が国政にしっかりと反映されるよう、人口比例に過度に依拠しない制度の構築を検討すること。

参議院の選挙制度については、人口の多寡にかかわらず、都道府県単位による代表が国政に参加できるよう、早期に合区を解消すること。

6 デジタル社会を支える基盤の構築

(1) DXによる地域課題解決への支援

デジタル技術を活用し、地域課題の解決や魅力向上をより一層推進するため、デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ、地方創生拠点整備タイプ）を継続的に確保・充実させ、地方の自主的な取組みを支援すること。

併せて、デジタル実装タイプにおいて、近い将来の実装を見据えた実証経費や事業期間中に生じた機能の改善・追加にかかる経費も対象にすること。また、各地方自治体の申請上限数の拡充あるいは上限額内であれば申請上限数を超えた申請を可能とすること等、地方の意欲的な取組みに支障が生じることのない柔軟な支援制度に拡充すること。

(2) デジタル社会を支える人材の育成・確保

地方におけるデジタル人材の質量両面での不足および都市圏への偏在を解消し、地域社会全体でデジタル人材の育成・確保を重層的に進めるため、以下の対策を講じること。

- ①行政分野でのDXを推進するため、地方公共団体におけるデジタル人材の育成・確保の取組みに対して、財政的支援を充実させ、継続的に実施すること。
- ②教育分野でのDXを推進するため、幼少期からデジタル技術に触れる機会の創出や学校におけるプログラミング教育の充実、外部人材の活用、大学・企業等と連携した取組みに対して、財政的支援を充実させ、継続的に実施すること。
- ③産業分野でのDXを推進するため、企業に対して経営者の意識改革や社員の学び直しへの積極的な働きかけ、財政的支援を充実させ、継続的に実施すること。

(3) 行政分野への生成A Iの利活用の促進

生成A Iの急速な進歩や普及により、新しい価値の創出への期待が高まる一方で、読み込ませるデータの取扱いや個人情報・機密情報の保護、生成されるデータの正確性、知的財産権の侵害等の課題がある。これらの課題を踏まえ、行政分野への生成A Iの利活用に向けた検討を尽くし、規制と活用の両面から適切なルールを設定を早期に行うこと。

(4) 地方自治体の情報システムの標準化・共通化

- ①地方自治体の基幹20業務システムについて、標準化およびガバメントクラウドへの移行期限である令和7年度末が目前に迫っていることから、先行事業等を通じて得られた知見を速やかに提示するとともに、その知見に基づき、標準化基準に適合させる作業の支援等、特に小中規模地方自治体に対する実務的なフォローアップを行うこと。
- ②システム開発事業者に対し、地方自治体が必要とする次期システムの詳細な情報や費用等について、丁寧かつ十分な説明を速やかに行うよう、国から働きかけること。
- ③令和7年度末までの移行が困難なシステムについては、地方自治体の状況を勘案した上で適切な移行期限を設定するとともに、新たに設定された期限までに行う標準化移行にかかる経費についても全額支援すること。
- ④標準化対象事務にかかる情報システムの運用経費等に関し、国が掲げた全国で3割削減の目標について、地方自治体の実負担額が3割減となるよう、ガバメントクラウドに係る利用料や接続回線利用料について考慮すること。

⑤既に共同利用やクラウド化といった業務効率化や経費削減に積極的に取り組んできた地方自治体があることを踏まえ、これまでの取組の効果が損なわれることのないよう、従来の運用経費を上回る経費について、確実に財政措置を講じること。

(5) アナログ規制の見直し

目視での確認や職員等が現場に赴き行う実地監査等のアナログ規制の見直しに当たっては、地方自治体における取組みが着実に進むよう国の先行的な取組みの提示や法令の見直しに係る助言等を行うこと。

活用可能なデジタル技術を整理したテクノロジーマップおよび技術カタログが、アナログ規制を一掃するまで網羅的には公開されておらず、代替可能なデジタル技術の検討が困難であるため、国として、可及的速やかに、安全性・実効性の観点も含めた技術検証を進め、公開すること。

また、地方自治体において見直しに必要となる経費については、十分な財政的支援を行うこと。

(6) 条例公布時の長の署名における電子署名による方法の追加

地方自治法における条例公布の時の長の署名は紙による自署に限られていることから、行政事務の電子化を進めるうえで電子的に完結することができず、また、新型コロナウイルス感染症のようなパンデミックや大規模災害が発生した時など、様々な有事への備えとしても事務の電子化は有効であることから、長の署名は電子署名も可能となるよう、関係法令の改正等を行うこと。

(7) 情報通信基盤未整備エリアの早期解消

- ① 中部縦貫自動車道は国土強靱化に資する主要道路であることから、トンネル区間について、開業と同時に携帯電話が利用可能となるよう、電波遮へい対策を確実に進めること。

在来線トンネルの中で全国最長の北陸トンネルは、長時間にわたり携帯電話が不感となり、利用者の利便性だけでなく、災害時の通信確保の観点からも対策が必要であることから、当該トンネルについて、電波遮へい対策事業に採択すること。

また、新幹線路線と同様に、赤字事業者については、鉄道事業者負担なしで事業が実施できるよう、支援制度の拡充を図ること。

- ② 国道417号線 冠山峠道路は緊急輸送道路に位置付けられているものの、携帯電話の不感地域であり、事故発生時の緊急通報が行えない等、安全面での課題を抱えている。国においても「2030年度末までの道路カバー率99%」をデジタル田園都市国家インフラ整備計画に掲げていることから、冠山峠道路の不感地域を確実にかつ早期に解消すること。

また、携帯電話事業者によるエリア整備やトンネルの電波遮へい対策を促進するため、補助率の引き上げや維持管理経費も補助対象とするなど、支援制度の拡充を行うこと。

- ③ 居住地域において、デジタル田園都市国家インフラ整備計画では、「2023年度末までに全居住エリアをカバーし、全ての国民が4Gを利用可能な状態(エリア外人口0人)を実現する」としているが、未だに携帯電話の不感地域が残っていることから、携帯電話事業者へ速やかな整備を促すこと。

- ④ 非居住地域においても、地域産業への支援や旅行者の利便性向上を図るため、携帯電話の不感地域となっている観光地等におけるエリア整備が必要である。携帯電話事業者による整備を促すため、国の補助率を上積みする等財政支援を拡大すること。

(8) マイナンバー制度等における情報連携の拡大

県は住民情報を保有していないため、例えば、住民情報の分析による新たな施策検討や、県自らが住民の状況に応じた独自のサービスをプッシュ型で提供できない状況にある。

現行のマイナンバー制度では、番号利用法に規定される法定事務に準ずる事務に限り、地方自治体が条例で定めるところにより独自利用事務としてマイナンバーを活用した情報連携が行えるが、上述のような事務は対象ではないため、マイナンバーの利用範囲拡大や関連する制度面の見直し等を検討すること。

【担当部署：総務部 財政課、税務課、人事課、情報公開・法制課、大学私学課、市町協働課、/ 未来創造部 未来戦略課、DX推進課/ 交流文化部 定住交流課 / 産業労働部 経営改革課、産業技術課、労働政策課/ 教育庁 教育政策課、高校教育課、義務教育課】

人手不足の克服や賃上げなど労働環境の改善

【内閣府、厚生労働省、経済産業省】

地方は、近年、急速な少子高齢化の進展等により生産年齢人口の大幅減が続いている。このような中、労働者の賃金は、昨今の春季労使交渉の結果を見ると、歴史的な高水準となる見込みである一方、人手不足のため、様々な業種において、生産規模を縮小せざるを得ない状況が続くなど、地方経済の発展に大きな打撃が生じている。我が国の持続的な成長の実現のため、国は、地方の人手不足解消に全力で取り組むとともに、昨今の賃上げの恩恵をすべての労働者が享受できるよう、以下の対策を講じるなど、喫緊の課題である労働環境の改善に責任をもって取り組むこと。

1 人手不足の克服を実現する構造改革の推進

これまで地方は、都市部に対し人・モノ・金・情報、エネルギーなど様々な経済資源を提供し、日本の国土発展に大きく寄与してきた。しかしながら、人手不足が続く中、地域の中小零細企業は疲弊し、今後ますます休業、廃止が増加することが懸念される。

持続的な国土発展・成長を目指すため、人手不足が深刻な分野や地域において、中小企業による人材確保が図られるよう、地方負担に配慮した形で、既存の支援制度の拡充や新たな支援制度の創設を検討すること。

2 持続的な賃上げの推進、全国一律最低賃金制度の導入

経済の好循環を生み出すには、堅調な個人消費を生み出すことが重要であり、実現には、物価上昇を上回る持続的な賃上げが必要である。昨今の歴史的な賃上げが一過性のものにならないよう、国は労使への働きかけを引き続き強めること。

また、ランク別に目安額を示す最低賃金の現行制度は、企業の経営改革や労働市場の流動化を促す力強さがない上、地域間格差を助長し東京への一極集中を加速させる原因となっている。

最低賃金の目安額設定では、国は現法が定める三要素に地域間格差、国際比較を加え、総合的に勘案するとともに、将来的には、現行制度を改め、全国一律の最低賃金制度に見直すこと。

3 学び直しやリスキリングの推進

生産性の向上に向け、労働者が学び直しやリスキリングに取り組めるよう、国は人材開発支援助成金等を活用した、オンライン・オンデマンド型の教育訓練を促進すること。

併せて、中小零細企業の人材開発支援助成金等の活用が進むよう、各種補助金の申請手続きの簡素化を図ること。また、求職者や失業者が実施した研修活動や資格取得にかかる費用について、就職後に所得税における特定支出控除の対象として認めるなど、個人による学び直しやリスキリングを促進する支援を強めること。

4 非正規社員の待遇改善

国は、就労の違いによる賃金格差が生じないように、同一労働に対しては、正規と同一の賃金が適用されるよう、企業に対する助言・指導等を強めること。

また、税や社会保障制度のいわゆる年収の壁については、社会背景、就労環境など社会情勢の変化に対応し、抜本的な見直しを行うこと。

5 生産性向上に対する支援の充実

毎年の賃上げは、経営体力の弱い中小零細企業に多大な影響を及ぼす。適正価格での商取引の実施はもちろん、生産性を高め、世界で戦える付加価値の高い商品企画、販売、DX化やイノベーションの推進を継続的に実施する必要がある。

国は、業務改善助成金やキャリアアップ助成金など、企業の負担増を緩和するための支援制度について、申請書類を簡略化するなど、中小・零細企業でも簡単に申請ができる分かりやすい制度に改めること。

また、地域の実情に応じた対策を講じる自治体に対し、地方交付金等の財源措置の充実を図ること。

6 ウェルビーイング経営の推進

ウェルビーイング経営の実践により企業の生産性は飛躍的に向上するとの研究成果が示されている。

国においては、働きやすい職場環境づくりへの支援や、社員のやる気、働きがいを引き出す新たな経営手法に取り組む中小企業への支援を強めるとともに、活動の輪が広がるよう具体的な対策を講じること。

7 適正な価格転嫁の実現に向けた対応

高騰が続く原材料等やエネルギー価格の転嫁を適切に進めるため、取引先と価格交渉を行う事業者が、取引先から「買ったたき」や「減額」といった不当なしわ寄せを受けないよう、下請法違反行為に対する取締りを強化するなど、徹底した価格転嫁対策を行うこと。

また、下請法違反行為により事業者が不利益を被る場合において親事業者との取引関係の悪化を懸念せずに、自発的に情報提供できるよう環境整備に取り組むこと。

【担当部署：産業労働部 経営改革課、労働政策課】

重点事項

(人づくり)

- 1 学校教育の充実・強化
- 2 教員の働き方改革の推進

(産業振興)

- 3 中小企業・新産業への支援充実
- 4 農林水産業の成長産業化
- 5 外国人が活躍できる環境の整備

(交通)

- 6 地域鉄道の維持・活性化
- 7 地域公共交通の利便性向上
- 8 幹線道路ネットワークの整備推進

(交流拡大)

- 9 北陸新幹線開業効果の最大化
- 10 スポーツを通じた地方の活力創出
- 11 福井の歴史、伝統文化の発信・応援

(安全・安心)

- 12 誰もが安心して暮らせる医療と福祉
- 13 県民の安全・安心の向上
- 14 原子力施設へのテロに係る対処能力の強化
- 15 原子力施設への武力攻撃に対する万全の措置
- 16 拉致問題の早期かつ全面解決の実現

学校教育の充実・強化

【総務省、文部科学省】

本県においては、基礎的な学力・体力は身に付いているものの、全国と同様に、学年が進むにつれて地域への関心や自己肯定感が下がり、将来に明るい希望を見いだせない子どもが増える傾向にある。

こうした状況において、子どもたちが将来、夢や希望を実現し、地域の担い手として活躍していくためには、基礎的・基本的な知識・技能を身に付けさせるだけでなく、一人一人が個性を発揮し自らの可能性に挑戦し、一人では解決が困難な課題についても、多様な人々と協働しながら乗り越えていく力を育成することが不可欠であることから、以下の措置を講じること。

1 学校教育DXの推進に関する支援の充実

(1) タブレット端末更新および通信ネットワーク拡充への支援

GIGAスクール構想加速化基金による補助対象に高等学校および特別支援学校高等部を含めるとともに、令和6年度まで延長された「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画」に代わる計画を早期に示すなど、令和7年度以降も学校のICT環境整備に係る地方財政措置を継続すること。

また、デジタル教科書の本格導入および動画等の教材の使用機会が増えることを踏まえ、さらなる高速大容量の通信ネットワーク拡充に向けた財政支援を行うこと。

(2) 学習者用ソフトウェア等への支援

小中学校におけるデジタル教科書の普及に向けて、英語以外の教科も導入していくとともに、高等学校においてもデジタル教科書の活用が進むよう、導入に係る財政支援を行うこと。また、各学校における授業支援アプリ等のソフトウェアの充実に向けた財政支援を行うこと。

(3) 家庭学習におけるタブレット端末活用のための通信費支援

家庭学習におけるタブレット端末の活用を促進するため、低所得世帯の児童生徒へのオンライン学習通信費の支援を充実すること。

(4) 不登校児童生徒への支援

不登校児童生徒の、自宅におけるICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとすることに関して、訪問等による対面指導や計画的な学習プログラムなどの要件を緩和すること。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーのオンラインによる相談業務やケース会議等で使用するICT機器の整備について財政支援を行うこと。

(5) GIGAスクール運営支援センター設置継続に対する支援

AIをはじめとするデジタル技術が飛躍的に進化する中、学校での端末活用の高度化および日常化を支えるとともに、教育DXに関する地域格差を解消し広域的に教育水準を向上させていくため、GIGAスクール運営支援センター設置に対する財政支援を継続すること。

2 学校施設整備に関する支援の充実

小中学校の再編や多様化する教育課題等に対応するとともに、防災機能の強化も含め、時代に即した学習環境を整備するため、校舎の新增築や既存施設の改修・解体、廃校施設の跡地活用、バリアフリー化や脱炭素の推進等に対する支援制度を実情に応じた補助単価の引き上げや補助要件の緩和などにより拡充し、物価高騰にも対応した十分な予算を確保すること。

高等学校施設についても、長寿命化対策やバリアフリー化対策、体育館を含む空調設備の設置、脱炭素化の推進等の対応の増大が見込まれることから、補助制度の創設や地方財政措置の拡充を図ること。

また、学校施設の長寿命化対策や防災対策に必要な公共施設等適正管理推進事業債や緊急防災・減災事業債は、時限的な措置であるため、事業期間の延長を図ること。

3 情報教育の充実

令和7年から始まる大学入試共通テストへの情報Ⅰの受験科目追加を踏まえ、より高い指導力と専門性のある教員が必要となるが、免許を有する教員が不足していることから、教員を養成するための免許法認定講習実施について財政的支援を行うこと。

4 特別支援教育の充実

- ①通常の学級に在籍する発達障がい等のある児童生徒が増加している中、小中学校において、通級指導教員の基礎定数化が現在進行中であるが、増加する必要数に追いついていないため、基礎定数化を前倒しして、増加に対応するための財源措置を行うこと。
- ②高校通級に関して、実施校数および希望生徒数が年々増加している。支援を必要とする生徒が十分な指導を受けられるようにするためにも、地域の実情に応じた通級指導教員の配置などの財政措置の拡充を行うこと。
- ③多様化する医療的ケア児に対する、安全かつ安心な医療的ケアの実施体制を整えていくため、学校看護師等の配置に係る財政措置の一層の充実を図ること。
- ④障がいのある幼児の早期教育を促進するため、特別支援学校幼稚部の教職員定数について、義務標準法に位置付けること。
- ⑤本県では、難聴乳幼児の相談について、国の人的保証のない中でろう学校が担っている。教員の加配およびより専門的な療育と保護者支援を充実するため、言語聴覚士の配置などの財政措置を行うこと。

5 教育相談体制の一層の強化

(1) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー配置への支援

児童生徒の成長を見守り、いじめや不登校だけでなく、虐待、ヤングケアラーなどにもきめ細かな生徒指導が行えるよう、専門的な知識・経験を有したスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを学校等に確実に配置できるよう財政支援の拡充を図ること。

(2) 不登校対策としての校内の居場所設置への支援

学校復帰を目指す不登校児童生徒や、不登校の兆しが見え始めた児童生徒に、教室とは別の居場所を校内に設け、個別の学習支援や相談支援を実施するための財政支援を拡充すること。支援の拡充にあたっては、校内の居場所づくりを県と全市町が一体となって推進する場合、県による市町分補助金の一括申請を可能とするなど実情に応じた財政措置を講じること。

(3) SNS等を活用した相談体制の構築

SNS等を活用した相談窓口について、自治体が開設する場合には、予算や人材の関係で時間帯や期間が制限されることから、国の責任において、常時相談可能な相談体制の構築を図ること。

6 外国語指導助手（ALT）等の活用促進に向けた支援

小学校・中学校・高等学校での本物の英語コミュニケーションの充実のため、JETプログラムや民間等によるALT等の雇用および配置に対する財政支援の拡充を図ること。

7 学校再編に伴うスクールバス補助の拡充

少子化に伴い、学校の統廃合や再編が増加しているため、各学校の校区に合わせたスクールバスの運行が必須となることから、遠距離通学の補助期間の延長や補助要件の緩和等、財政支援の拡充を図ること。

8 日本語指導が必要な児童生徒への支援

日本語指導が必要な外国人児童生徒等の増加に伴い、児童生徒の母語を話せる人材の確保、教員の日本語指導力向上のための研修、少数在籍校を含む一層の日本語指導教員の加配、日本語支援員の配置等に向けた財政措置を図ること。

また、児童生徒の多様な母語や日本語のレベルに応じた日本語指導や教科指導のための教材等の開発・配付への支援を図ること。

加えて、児童生徒の居住地において母語を話せる人材の確保が難しい場合に備え、オンライン授業や学習動画等を国の責任において作成・配信する体制を整備すること。

9 夜間中学への支援

様々な事情により義務教育を実質的に受ける機会がなかった方々が安心して学べる環境を確保するため、夜間中学開設や運営に対する財政支援の拡充および補助期間の延長を行うとともに、自宅から夜間中学が遠く、通学が困難な生徒等に対して、オンライン授業を原則とした指導を認めること。

また、多様な生徒の支援を行うため、夜間中学に係る加配教員の充実や日本語指導員等の支援員配置のための財政支援の拡充を行うこと。

【担当部署： 教育庁 教育政策課、教職員課、高校教育課、義務教育課】

教員の働き方改革の推進

【文部科学省】

学校は、地域の行事への参加やボランティアの協力等を求められることも多く、「学校以外が担うべき業務」として単純に切り離すことは難しいのが実情である。さらに、児童生徒や保護者への個別対応等が複雑化している中、時間だけを削減することを求められることには限界がある。教員採用選考試験における志願者数の減少が続いている現状も鑑み、時間外在校等時間の上限月45時間、年360時間を実現するためにも、以下の措置を講じること。

1 教職員定数の改善・充実

児童生徒の個の特性に合った対応の強化と教職員の負担軽減を両立させるため、小学校は教科担任制を更に拡充するとともに、中学校の学級編制基準の見直しに当たっては、本県独自の少人数学級編制が推進できるよう、教職員定数の純増を実現すること。

また、栄養教諭等においては、児童生徒数の減少による学校の統廃合や共同調理場方式への移行・大規模化が進んでいるため、現在の上限(児童生徒数6,001人以上で栄養教諭等3人配置)に上の区分を新たに設け、より多くの栄養教諭等を配置できるようにすること。

2 教職員業務の負担軽減と児童生徒支援の充実

教職員が学習指導や生徒指導などの本来担うべき業務に集中できる時間を確保するため、教員業務支援員や部活動指導員等、外部人材の配置に対して十分な支援を行うこと。

また、学校徴収金の公会計化を促進するため、国が先導して全国共通の公会計化システムを構築し、導入費等について財政支援を行うこと。

3 教員不足に向けた対応

近年の大量退職に伴う大量採用により 20代から 30代の教員が増加し、産休・育休取得者や長期の男性育休取得者の急増により、代替となる臨時的任用教職員の確保が困難になっている。そのため、国において、正規教職員を代替教職員にあてられるよう加配制度を構築するなど諸制度を見直すことにより、代替教職員を確保しやすくすること。

また、多くの人材を確保するためには、教職を目指しやすくすることが必要であり、教育学部以外で取得した単位や資格等により教職課程を履修したものとみなすなど、教員免許取得条件を緩和して、教育学部以外でも教員免許取得をしやすくすること。

さらに、教職大学院を修了した場合に限らず、新規大学卒業者における教員志願者の増加を図るため、教員に採用され一定期間在職した者に対して奨学金返還を免除する制度を創設すること。

4 部活動負担の軽減

(1) 中学校における休日の部活動の地域移行にかかる支援

休日の部活動の地域移行後を見据えた国の支援策を明らかにした上で、保護者に急激な負担の増加が生じないよう地域に移行した際に必要となる費用への財政措置を図ること。

また、国において、社会や家庭の理解促進に向けた幅広い広報および周知活動を行うとともに、地域指導者の資質向上が図られるよう必要な支援を行うこと。

(2) 部活動指導にかかる支援

平日の部活動指導員を確保するため、単価を引き上げるとともに、大会引率旅費を支給対象とすること。また、同一学校での同一部活動の任用に係る5年間の任用期限を撤廃すること。

【担当部署： 教育庁 教職員課、義務教育課、保健体育課】

中小企業・新産業への支援充実

【厚生労働省、経済産業省】

1 円滑な事業承継への支援の充実

(1) 小規模事業者向け施策の充実

地域において、経営者の高齢化や後継者問題により、特に小規模事業者の廃業が増加しているため、後継者のいない小規模事業者が第三者に株式や事業を売却した場合の譲渡益課税を軽減する措置（退職金と同様の控除）を講じること。

(2) 中小企業経営承継円滑化法の事務の簡素化および財源の措置

国から都道府県へ権限移譲された中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律にかかる事務について、これまでの改正により、都道府県の事務量が増加しているため、電子化等による手続きの簡素化や地方交付税措置の拡充を図ること。

2 技能検定制度における支援の充実

都道府県が実施している技能検定制度について、縮小された若年者に対する減免措置の対象者を令和4年度の縮小前と同様に回復するとともに、技能向上対策費補助金の十分な予算確保を行うなど、技能振興や継承に対する施策の充実を図ること。

3 障がい者の雇用促進に向けた支援の強化

(1) 事業主に対する各種助成金制度の拡充

事業主における障がい者雇用への取組みを促進するため、特定求職者雇用開発助成金の助成対象期間を拡大するなど、特に、障がい者を多数雇用する中小企業の事業者に対する各種助成金を拡充すること。また、障害者雇用納付金制度における報奨金の支給を受けるために必要な障がい者数の引き下げなど、一層の充実を図ること。

(2) 障害者就業・生活支援センター事業における支援体制の充実

就業する障がい者や障がい者を雇用する事業者に対する支援を強化するため、支援員の増員など、国の障害者就業・生活支援センター事業における雇用支援体制について充実を図ること。

(3) 特例子会社設立に向けた支援の強化

中小企業による特例子会社や事業協同組合の設立を促進するため、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の支給を受けるために必要となる障がい者の雇用数を10人以上から、特例子会社認定要件の5人以上まで引き下げるなど、各種助成金の要件を緩和すること。

4 伝統的工芸品の世界に向けた発信

伝統工芸産業の伝統継承に向け、大阪・関西万博など国際的大会・イベントにおけるチケット、賞状、国会議員や大会関係者の名刺、賓客に対するお土産品、パビリオンの内装、出展ブースの装飾等、あらゆる場面で1,500年の歴史を誇る越前和紙や越前漆器を始めとする伝統的工芸品を使用し発信すること。

【担当部署：健康福祉部 障がい福祉課 / 産業労働部 経営改革課、
商業・市場開拓課、労働政策課】

農林水産業の成長産業化

【総務省、農林水産省、経済産業省】

1 農林水産物に関する海外販路開拓への支援

輸出支援プラットフォームなどを通じたマーケットニーズや現地企業などの情報の提供や、本県の輸出米や水産物を含めた国内農林水産物・食品について海外市場における需要拡大に向けたPR活動などを強化すること。

2 有機農業の消費拡大と生産支援

有機農業の推進には、環境への負荷低減など有機農業の果たす役割に対する消費者の理解醸成、除草作業の増加や病害虫による減収などのコストに見合う価格での取引が課題となるため、消費者理解の促進や消費喚起を進めるとともに、生産者の所得確保や省力化につながる研究開発や機械・施設等の導入支援を図ること。

3 米以外の作物の本作化に向けた支援強化

水田活用の直接支払交付金において、主食用米と同等以上の所得を確保できるよう、令和7年度以降も現状の交付単価を維持し、十分な予算を確保すること。また、国産需要が高まっている麦・大豆等畑作物の本作化に向けた支援（小麦・大豆供給力強化総合対策等）を継続すること。

今後5年間に一度も水稻の作付けがない農地は、令和9年度以降交付対象水田としない方針については、これまで主食用米から積極的に作付転換を進めてきた取組みを阻害することが無いようにすること。

4 スマート農林水産業の推進

県では、全国に先駆け県内全域をカバーするGPS基地局を整備し、水田農業でのスマート農業を推進してきた。今後もICTやロボット技術等の先端技術を活用するスマート農業の実装を加速化し、飛躍的に高品質化・省力化を進めるため、担い手のスマート農機導入する予算を十分に確保すること。

また、本県のような水稻が主要作物で担い手への農地集積が進んでいる地域においても事業を活用し経営発展が図れるよう、事業要件を見直すこと。

5 スマート農業に対応した基盤整備の促進

人口減少下において担い手の確保・育成を図るには、圃場の大区画化や用排水路の管路化など、スマート農業に対応した基盤整備が不可欠である。については、整備促進のため、農家負担に対する支援策をさらに充実させること。

6 農業の人材育成支援制度の拡充

新規就農者の支援については、50歳未満が対象となっているが、農業分野では75歳になっても地域の担い手として活躍しており、60歳から就農しても15年以上は地域で活躍できることから、対象年齢を60歳未満に引き上げること。

また、経営発展支援事業における機械・施設導入補助について、事業費上限額を実情に合わせ増額し、事業対象者を就農3年目までに拡大すること。

7 競争力のある園芸産地拡大への支援

本県では、販売額1億円規模の園芸タウンや大規模園芸施設の整備を進めているため、必要となる低コスト耐候性ハウスや大規模園芸施設およびJAの集出荷加工施設の整備にかかる取組みに対し、十分な予算を確保すること。併せて、産地生産基盤パワーアップ事業について、現行の採択基準では、新規作物の導入や新規就農者の確保により規模の拡大を目指す産地が評価されにくいいため、採択基準を見直すなど、小規模産地による規模拡大の取組に対しても十分な支援を行うこと。

さらに、観光農園など、多様な農家の取組みに対して事業が積極的に活用できるよう、制度を拡充すること。

8 原油価格・物価高騰等の影響を踏まえた対策の実施

(1) 食料自給率向上のための生産基盤の強化等に係る予算確保

食料安全保障には、食料自給率を上げることが重要であることから、地産地消についての国民意識を醸成するとともに、麦類・大豆、園芸や畜産の生産基盤の強化に関連する施策の充実と十分な予算を確保すること。

(2) 肥料価格高止まり対策の拡充

肥料価格は、令和4年以降依然高値で推移しており、生産者は、代替肥料や緑肥の導入など経費節減を模索しているが、これらの取り組みが定着するには至っていない。このことから生産者の経営安定に向けた肥料価格高騰対策を講じること。

また、緑肥の種子は輸入に依存しており、種子価格も高騰していることから、国内で種子生産するなど緑肥種子の確保に努めること。

(3) 主食用米、戦略作物の需要・消費拡大に向けた支援

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い過剰となっていた米の民間在庫量は適正量となる見通しが示されたものの、主食用米の需要量の減少は依然続いており、農業者が意欲をもって生産に取り組めるよう、消費拡大など主食用米の価格安定に向けた積極的な米の需給改善策を講じること。

また、主食用米からの作付転換が円滑に進むよう、麦・大豆等の戦略作物の需要拡大を図ること。

(4) 施設園芸における燃油等価格高騰対策

燃料価格の高騰に対する施設園芸セーフティネット構築事業において、一時的に引き上げている積立水準の上限を継続するとともに、燃油価格が高止まりする中、急騰特例の発動基準を緩和し、単価を急騰前の令和2年度を基準とする特例措置を設けること。

また、施設園芸にはヒートポンプや補光装置の利用など電気の使用が不可欠であることから、電気代の高騰に係る緩和措置も講じること。

(5) 飼料価格高騰の長期化に対応した支援

長期化する飼料高騰の影響を受ける畜産農家が将来にわたって安心して営農を続けられるよう、配合飼料価格安定制度について、補てんの発動基準を畜種ごとに設定するなどの見直しを行い、現状に即した十分な経営支援策とすること。

また、輸入粗飼料についても価格安定制度を創設すること。

(6) 農地・農業用水利施設整備の十分な予算確保

農業の生産力向上に必要な農地の区画拡大や農業用排水路等の整備予算を十分に確保すること。特に、スマート農業や高収益作物生産の取組を推進させるため、農業競争力強化基盤整備事業費について十分な予算を確保すること。

また、農業用水利施設の機能強化・長寿命化対策や田んぼダムの推進など、国土強靱化対策を図るための予算、ならびに地域共同による農地・水路等の保全管理を支援する多面的機能支払制度の予算についても、資材価格等の高騰により事業費が増大している状況も踏まえ、十分な予算を継続的に確保すること。

(7) 農業者のセーフティネット対策の見直し

能登半島地震をはじめとする大規模災害が毎年のように発生し、園芸施設共済の重要性が増している中で、資材価格や人件費の高騰により、ハウスの建築価額も値上がりしていることから、被災した農業者が十分な補償が受けられるよう、共済金の算定に用いる園芸施設の標準価額について見直しを行うこと。

また、現在全国農業共済協会が進めている農業保険システムの構築や各種申請のオンライン化に係る開発費用について、組合員の過重な負担とならないよう、国として財政支援を行うこと。

(8) 電力料金の高騰に対する土地改良区の負担軽減対策の検討

土地改良区の安定的な運営と農業水利施設の適切な管理を維持するため、電気料金や資材・人件費の高騰による影響が生じている土地改良区に対して、社会情勢の変化を踏まえた維持管理費の負担軽減対策を検討すること。

(9) 燃油・配合飼料・資材価格高騰の長期化に伴う漁業経営安定対策

燃油および配合飼料価格高騰の長期化に備え、漁業経営セーフティネット構築事業において今後も補てん金の交付が確実に行われるよう、十分な予算を確保すること。

(10) 漁業収入安定対策における予算の確保

漁業者が国の方針に沿って着実に資源管理を進めている中、近年、地球温暖化に伴う沿岸海域の水温上昇等の影響により漁獲される魚種や来遊量の変動が大きく、漁業者の収入は減少していることから、漁業者の十分な理解のもと、効果の高い資源管理を実行していくため、引き続き「積立ぷらす」の予算を十分に確保すること。

9 鳥獣害対策に係る予算の確保と捕獲経費の補助単価引き上げ

人口減少や高齢化が進む中山間地域の集落等においては、侵入防止柵の設営または請負施工する場合の経費負担が困難であることから、請負施工における補助率の嵩上げなど、地域の実情に応じた支援制度となるよう見直しを行うとともに、地域の要望に対して十分な交付金の配分となるよう、鳥獣被害防止総合対策交付金の予算を確保すること。

また、近年、有害鳥獣の捕獲に必要な餌やくくりわな等の資材価格が上昇し、捕獲従事者の経費負担が大きくなっているため、鳥獣被害防止総合対策交付金における捕獲経費補助金の上限単価を引き上げること。

10 農地所有適格法人の要件緩和等への慎重な対応

農地所有適格化法人の資金調達の円滑化については、外国資本による法人の買収、優良農地の買い占めや農家の淘汰による農業農村の機能低下等が懸念されることから、慎重に検討すること。

11 中山間地域等直接支払制度の継続と十分な予算確保

中山間地域において適切な農業生産活動を継続し、耕作放棄の発生を防ぎ多面的機能を確保するため、平成12年度から実施されている中山間地域等直接支払制度を中山間地域等の重要な施策として令和7年度以降も継続するとともに、予算を十分に確保すること。

12 本県漁業者の操業に係る安全確保

北朝鮮によるミサイルの発射を抑止するとともに、大和堆を含む我が国の排他的経済水域において、違法操業を行う外国漁船や投棄漁具を排除し、本県の漁業者が安心して操業できるよう万全を期すこと。

13 ALPS 処理水放出 に伴う水産物の風評被害等への対応

中国における日本産水産物の輸入全面停止措置による影響が懸念される漁業者、加工業者等に対し、輸出先の切替えや国内消費の拡大に向けた取組みへの支援等、万全の措置を講じるとともに、国の責任において、将来に向けた漁業者の不安の払拭に努めること。

また、中国政府等に対し科学的根拠に基づく正確な情報を示し、輸入の全面停止措置等について即時に撤廃するよう強く求めること。

14 森林整備に係る予算確保

再造林・保育および間伐等の森林整備を計画的に進めるため、当初予算において事業の遂行に必要な額を十分かつ安定的に確保すること。

【担当部署：農林水産部 流通販売課、福井米戦略課、園芸振興課、
中山間農業・畜産課、農村振興課、農地保全整備課、水産課、
県産材活用課】

外国人が活躍できる環境の整備

【法務省、文部科学省、厚生労働省】

本県では、令和3年3月に福井県多文化共生推進プランを策定し、現在、在住外国人は1万6千人を超えている。

本県の外国人住民が安心して安全に暮らせ、地域と共生しながら、今後さらに活躍できる環境を整えるため、以下の支援を行うこと。

1 外国人住民に対する生活支援の充実

外国人受入環境整備交付金による支援を継続するとともに、外国人住民の安全・安心な生活を確保するため、公的機関等における通訳や多言語ホームページ、案内板などによる情報提供体制の整備、人材の育成に対する財政措置の拡充を図ること。特に、災害や急病などの緊急時に必要な支援を行うため、災害・医療通訳の人材育成に対する財政措置や専門家派遣などの人的支援を行うこと。

2 外国人住民に対する日本語学習等の機会の充実

外国人住民が日本語を学ぶことができる公的な仕組みを国が責任を持って構築すること。その際には、オンライン学習の観点も取り入れること。

また、自治体による日本語学習の体制強化を図るため、地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業は、必須項目をなくすなど、応募要件を緩和するとともに、補助率の引き上げやコーディネーターの派遣など、支援の充実を図ること。

3 外国人材の受入れ・定着と活躍促進に向けた支援の強化

(1) 地方における外国人材活躍促進に向けた新たな仕組みづくり

生産年齢人口の減少などにより、地域産業を支える担い手不足が深刻化していることから、育成就労制度の創設に当たっては、外国人材の人権に配慮しつつ、転籍等により都市圏に外国人材が集中することがないように、地域産業の実情に応じた一定の在籍期間を確保するなど、外国人材が確実に地域の企業で活躍できる仕組みづくりを行うこと。

また、地域で働く外国人材の受入れ・定着に関する環境整備等施策に対する財政支援の充実を図ること。

(2) 受入れ対象分野の追加および運用の見直し

育成就労制度の受入れ対象分野の設定については、現行制度において技能実習が行われている職種をすべて対象とするとともに、それぞれの地域の実情に応じ、柔軟に対象分野を拡大すること。

さらに、外国人材が在留資格を得られるまで時間を要することから、申請書類の簡素化や審査期間の短縮など、運用の見直しを行うこと。

(3) 育成就労制度および特定技能制度における試験の整備

送り出し国で行う日本語学習・試験について、国の責任において当該国と連携し、十分な学習・受験機会を確保するとともに、受入機関と外国人材に新たな費用負担が発生しないようにすること。

また、特定技能評価試験について、送り出し国等における受験者数や特定産業分野ごとの人材需要等を踏まえ、国の責任において十分な受験機会を確保すること。

(4) 受入機関に対する支援制度の創設

人材不足が深刻な中小・小規模事業者が、円滑かつ適正に特定技能外国人を受入れることができるよう、事業者の負担を軽減する支援制度を創設すること。

(5) 受入れ・定着に係る相談体制の整備

年々増加する特定技能外国人や技能実習生等が適正かつ適切な環境で就業等ができるよう、受入機関等の監督・指導権を持つ国において、都道府県ごとに相談や専門家派遣の実施等をワンストップで行う機関を創設すること。

(6) 外国介護人材が活躍できる環境の整備

介護・障がい福祉両分野において介護人材が不足する中で、今後も外国人の介護人材の力は欠かせないものとなっている。育成就労制度の創設に当たっては、都市圏に外国人材が集中することがないように、一定の在籍期間を確保すること。また、実習生の就労開始からの人員配置基準への算入や、現在外国人が従事できないこととされている訪問介護サービス等への従事、介護福祉士国家資格の取得に向けた支援など、外国人が安心して働くことができると同時に、地域の現場の人手不足の解消につながる制度設計とすること。

【担当部署：健康福祉部 長寿福祉課、障がい福祉課 /
産業労働部 国際経済課、労働政策課】

地域鉄道の維持・活性化

【内閣府、総務省、国土交通省】

地方社会にとって鉄道は、通勤や通学など日常の移動手段として地域の暮らしを支えるとともに、産業や観光など地域振興に寄与する重要な交通機関である。しかし、地域鉄道事業者においては、人口減少やコロナ禍の影響による利用者の減少や動力費等の高騰による運営経費の増加により、行政の支援なくしては経営が成り立たない危機的な状況にある。

国においては、昨年度、地域鉄道の再構築を促進する仕組みや地域鉄道を社会インフラと位置づけ社会資本整備総合交付金を活用した支援制度などを創設した。しかし、この制度は新たに取り組む自治体を対象としており、本県のように既に地域鉄道の維持・活性化に取り組んでいる地域の支援としては不十分である。

さらに、昨年度には地域鉄道においても人材不足が顕在化し、運転士不足を理由とした減便が実施されるなど、地域鉄道の人材確保が喫緊の課題となっている。

このような状況を踏まえ、地方の重要な社会インフラであるJRローカル線を含む地域鉄道が将来にわたり維持・活性化され、持続可能な地域社会の実現のみならず、地方創生に資する公共交通となるよう、次の事項について措置を講じること。

1 先行して再構築に取り組む地域に対する支援

- ① 国の支援制度（地域公共交通再構築調査事業、地域公共交通再構築事業）について、福井鉄道やえちぜん鉄道など、過去に鉄道事業再構築実施計画の認定を受けた事業者等の継続した取組みについても、簡易な手続きにより支援の対象とするとともに、十分な予算枠を確保すること。

- ② 鉄道施設の維持管理や利便性向上に要する経費など、再構築事業者等の人件費を含む運営経費に対する支援制度の創設や地方財政措置の充実など、将来にわたり地域鉄道が持続的に運営できるよう強力な財政支援策を講じること。

2 地域鉄道の維持・活性化への支援

- ① 安全・安定運行に必要となる施設整備や、利用促進に向けた取組みを積極的に進めるため、鉄道施設総合安全対策事業補助金等について、十分な予算額を確保すること。また、地方公共団体が行う、地域鉄道事業者の施設整備に対する補助について、地方財政措置を拡充すること。
- ② 鉄道運転士等の確保を図るため、就職セミナーの開催や就職奨励金の支給、給与等の処遇改善など、鉄道事業者および地方自治体等が行う人材確保および定着に向けた取組みに対して支援を行うこと。
- ③ 電気料金高騰の長期化は、鉄道事業者の経営に甚大な影響を及ぼしていることから、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を継続させるなど、財政支援を行うこと。

3 JRローカル線を維持する仕組みづくり

- ① 改革時には、不採算路線を含めて事業全体で採算を確保することを前提として制度設計が行われた経緯を踏まえ、地方路線の切り捨てとならないよう、国においてJRローカル線が維持される仕組みを構築すること。
- ② 不採算路線や利用者の減を理由に、減便や駅の無人化など、更なる利用者の減を招くサービスレベルの切り下げを行うのではなく、運行本数など地域に求められる一定の利便性を確保し、地方自治体と連携した利用促進策を講じるよう、JRに対し指導すること。

4 地域鉄道の低コスト化等に対する支援

- ① D X 技術を活用した、安価な全国共通のキャッシュレス決済システムや地域鉄道で導入可能な自動運転技術、車両の標準化など、地域鉄道の施設整備や維持管理の低コスト化に資する技術開発を推進すること。
- ② スロープやエレベーターの設置、省エネ車両への転換など、バリアフリー化や交通 G X を加速させるため、十分な予算枠を確保し、再構築実施計画の認定に関わらず、鉄道事業者の取組みを幅広く支援すること。

【担当部署：未来創造部 地域鉄道課】

地域公共交通の利便性向上

【総務省、国土交通省】

地域公共交通は、地域社会・経済の基盤となるものであり、地方創生の実現に重要な役割を担うものである。本県では、今年3月の北陸新幹線福井・敦賀開業に合わせ、改正地域公共交通活性化法に基づく公共交通計画を策定し、利便性向上に努めているところである。

しかし、急速な人口減少が進む地方の交通事業は、利用者の減少が路線の縮小を招き、将来にわたる持続が困難となってきている。

また、全国的に公共交通の担い手不足が顕在化する中、本県においても運転手の確保が困難な状況となっている。

今後、将来にわたり持続可能な地域公共交通を構築できるよう、以下の対策を講じること。

1 地域公共交通網の充実と高齢者の移動手段の確保

- ① 交通事業者のみならず、自治体や地域住民による移動手段の維持・確保に向けた多様な取組みに対しても、新たに支援を行うこと。
- ② 地域の実情に応じて行う生活交通の維持・確保に向けた取組みに対し、十分な予算を確保すること。また、地域間を結ぶ広域路線バスについては、人口減少が進む地域の実情に配慮し、利用者の減少に伴う補助金の減額や対象外とすることがないよう、制度を見直すこと。
- ③ 高齢者や高校生等の移動手段として必要不可欠な路線バスやコミュニティバスの維持・確保のため、県や市町が実施する運行支援について、特別交付税措置など十分な財政支援を行うこと。

- ④ 公共交通機関の人材不足は依然として深刻であることから、引き続き、資格取得や人材確保に関する経費を支援するとともに、公共交通を担う人材の地位向上につながる取組みを行うこと。また、奨励金の支給や女性・若者が勤務しやすい環境整備など、事業所や自治体等が行う人材確保に向けた取組みに対して支援を行うこと。

さらに、路線バスについては、地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の算定根拠となる標準経常費用について、人件費相当分を政策的に引上げるなど、構造的な賃上げにつながる取組みを行うこと。

- ⑤ タクシー運転手不足への対応に向けて議論が進められているタクシー事業者以外の者によるライドシェア事業について、タクシー事業者に配慮しつつ、地域の移動手段が将来にわたって維持される制度を構築すること。
- ⑥ 公共交通機関運転士の健康状態に起因する事故を防止するため、SASスクリーニング検査、脳MRI検査、心臓ドッグ等各種スクリーニング検査の実施に要する費用について、事業者を支援する制度を創設すること。

【担当部署：未来創造部 地域鉄道課、交通まちづくり課】

幹線道路ネットワークの整備推進

【総務省、国土交通省】

本県の幹線道路ネットワークは、東日本と西日本をつなぐ広域的な交通基盤として、中京圏・関西圏の産業・観光振興等の多様なストック効果を発揮することから、以下の対策を講じること。

1 幹線道路の整備推進

(1) 国道27号青葉改良の整備促進

国道27号は北陸圏と関西圏を結ぶ日本海側唯一の幹線国道であり、敦賀港および舞鶴港へのアクセス道路としての役割をはじめ、物流の面から重要な路線であるとともに、原子力災害時の避難ルートとして位置付けていることから、福井県・京都府境の青葉改良について、早期に工事着工すること。

(2) 国道161号^{あらし}愛発除雪拡幅の整備促進

国道161号は北陸圏と関西圏を結ぶ幹線国道であり、敦賀港へのアクセス道路としての役割をはじめ、物流の面から重要な路線であるとともに、原子力災害時の避難ルートとして位置付けていることから、^{あらし}愛発除雪拡幅について、早期に完成すること。

(3) 国道8号の渋滞対策の促進

国道8号は、北陸圏と関西圏・中京圏を結ぶ日本海側の国土軸として物流において重要な役割を果たす路線であり、平常時・災害時を問わず円滑な交通を確保するため、特に福井市周辺の主要渋滞箇所の対策に引き続き取り組むこと。

(4) (都) 福井縦貫線の整備推進

(都) 福井縦貫線は、県都福井市を南北に縦貫し、都市の骨格軸となる主要幹線道路であり、沿線には、交通拠点や防災拠点があることから緊急輸送道路に指定されている。さらには、嶺北地域の物流を担う県内唯一の貨物駅があり、防災・物流の面においても重要な道路であるため、整備が着実に推進するよう、必要な予算を確保すること。

2 高規格道路等の整備推進のための予算確保

高規格道路等の幹線道路の整備が戦略的・計画的に進められるよう、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の最終年度となる令和7年度においても、必要な予算・財源を確保すること。また、令和6年能登半島地震などを踏まえ、国土強靱化実施中期計画を令和6年内の早期に策定し、国土強靱化に必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保すること。また、令和7年度予算について、賃金水準などの上昇も加味した上で、所要額を満額確保すること。

【担当部署：土木部 道路建設課、高規格道路課、都市計画課】

北陸新幹線開業効果の最大化

【内閣府、総務省、文部科学省、国土交通省】

北陸新幹線の福井・敦賀開業とその後の大阪までの全線開業は、本県にとって100年に1度のチャンスである。新幹線開業後、さらなる磨き上げのため、観光地のさらなるスケールアップや新幹線玄関口の整備など、魅力的なまちづくりに必要な対策を講じるとともに、交流人口の拡大および観光振興による地域経済の活性化のために必要な支援策を講じること。

1 景観の優れた観光資産の保全・活用による観光地の魅力向上

(1) 観光地の高付加価値化への支援

観光需要の拡大に向け、宿泊施設の高付加価値化や廃屋の撤去など、観光地が地域一体となって魅力向上を図り、国内外に評価される観光地づくりを推進するため、地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業を継続するなど必要な予算措置を行うこと。

(2) インバウンド誘客に対する支援

北陸新幹線福井・敦賀開業や2025年に開催される大阪・関西万博は、多くの外国人観光客を本県に誘致する絶好の機会である。

外国人観光客を地方へ誘致するため、特別な体験の提供等によるインバウンド消費の拡大・質向上推進事業などの外国人観光客の受入促進を図る補助金について、事業下限額の引き下げや補助対象等の要件を緩和するとともに、地域観光新発見事業について、必要な予算措置を行うこと。

(3) サイクルツーリズム推進への支援

- ① 景観に恵まれた若狭湾岸沿いのルートをサイクリングルートとして整備するため、特に、一般国道27号の小浜市勢浜地区せいはまにおいて、ナショナルサイクルートの指定要件の評価基準に合致する自転車通行空間の整備を早期に完了すること。
- ② 先進的なサイクリング環境整備事業について、観光庁が指定する市町を通過するルートに限られ、また、一定程度走行環境が整備されていることなど補助対象が限定的である。サイクリング環境整備を積極的に進めている本県市町が活用できるよう、対象市町を広げるとともに要件を緩和すること。

2 県都のまちづくりへの支援

福井駅西口で進められている市街地再開発事業については、県都の玄関口における都市機能強化やにぎわい創出のための重要な事業であり、早期の完成が図られるよう必要な予算措置を行うこと。

3 アートプロジェクトに対する支援

地域の文化意識の向上や交流人口の増加が期待される芸術祭などのアートプロジェクトについて、助成制度の創設や専門人材の育成など、より幅広い支援策を講ずること。

【担当部署：交流文化部 観光誘客課、文化課 / 土木部 道路保全課、都市計画課】

スポーツを通じた地方の活力創出

【内閣府、文部科学省】

本県では、県民の誰もがスポーツに親しめる環境づくりとともに、スポーツコミッションにより大規模大会・イベントの誘致、スポーツツーリズムを推進し、スポーツをまちづくりや交流人口拡大につなげる取組みを進めることとしている。

このため、スポーツを通じた地方の活力創出のため、以下の支援を行うこと。

1 地方のにぎわい創出を目的としたスポーツ施設の整備への支援

地方におけるスポーツ施設の整備に対して、民間資金の導入促進のための支援の充実を図ること。特に、本県において民設民営で計画されている福井アリーナは、県都のにぎわい創出のため、経済界を中心に県、市が協力して進めているものであり、地方創生の全国のモデルケースになることから、デジタル田園都市国家構想交付金をはじめとする財政面の支援充実を行うこと。

2 陸上競技場の認証取得への支援

地方でも有力選手が集う大規模大会やイベントの開催を可能とするため、陸上競技場の国際・国内認証の取得について、施設を所有する自治体の過度な経費負担にならないよう、財政面を含めた支援を行うこと。

3 全国規模のスポーツイベントの持続的な開催

国内外から地方に人を呼び込むため、地域スポーツコミッションによる全国大会や世界大会等のスポーツイベント誘致・開催、および合宿等のスポーツツーリズムの推進に向けたハード・ソフト両面の支援を拡充すること。

また、地方におけるスポーツイベントやスポーツ活動の振興のため、スポーツ振興くじ助成金の助成対象を法人格の無いスポーツ団体にも広げるなど、支援の充実を図ること。

4 地域スポーツチームへの支援

地方においても、プロスポーツをはじめとする地域スポーツチームと連携した地域活性化を推進するため、チームが安定的に運営され、アスリートが安心して競技に打ち込むことができるよう、試合・練習環境整備やファン獲得のための広報活動への支援等、ハード・ソフト両面の支援を行うこと。

5 総合型地域スポーツクラブの活動への支援

地域のスポーツ活動の拠点である総合型地域スポーツクラブが適切な運営ができるよう、クラブ運営に携わる人材の育成・確保や会員増に対して支援の充実を図ること。また、登録クラブの認証に関する制度の整備を早急に進めること。

【担当部署： 交流文化部 スポーツ課】

福井の歴史、伝統文化の発信・応援

【文部科学省】

本県には、我が国を代表する文化財や歴史遺産、伝統産業が集積している。地域固有の伝統・文化や歴史、風土に光をあて、国の「宝」としてその魅力を磨きあげ、観光誘客や交流拡大につなげていくため、以下の措置を講じること。

1 文化遺産や生活文化の国内外への発信

(1) ユネスコ世界遺産の登録促進

一乗谷朝倉氏遺跡は、日本中世（1180年～1542年）の歴史を語るうえで、重要な歴史の転換期を象徴することのできる都市の形式を今に残している。応仁の乱後、地方勢力が大きく発展したことに伴い、全国各地の守護大名の城下町が形成された中、一乗谷朝倉氏遺跡は典型となる城下町といえる。

我が国の世界遺産において、中世後期からの戦国期における地方都市の発展を世界に示す遺産がまだ登録されておらず、その全貌が明らかとなっている唯一の都市遺跡である一乗谷朝倉氏遺跡を世界遺産暫定一覧表に追加すること。

(2) ユネスコ無形文化遺産の登録促進

- ①ユネスコ無形文化遺産である「和紙：日本の手漉和紙技術」に拡張提案された越前和紙（国の重要無形文化財）について、確実に追加登録すること。
- ②ユネスコの未審査案件である諸鈍芝居（しよどんしばや鹿児島県）を他の無形民俗文化財とともに渡来芸・舞台芸にグルーピングしてユネスコに提案するに当たっては、「糸崎のほとけまい仏舞」（国の重要無形民俗文化財）を含めることとし、早期に提案すること。

- ③「^{みずうみ}水海の田楽・能舞」、「睦月神事」（いずれも国の重要無形民俗文化財）を既に無形文化遺産に登録されている同種の文化財とあわせて「日本の田楽」として登録を目指すこと。
- ④日本固有の「温泉文化」について、これを保護・継承するための支援事業に取り組み、早期のユネスコ無形文化遺産登録を目指すこと。

（3）ユネスコ「世界の記憶」の登録

福井県敦賀市は、第二次世界大戦当時、外交官杉原千畝氏（在リトアニア領事代理）や建川^{たてかわよしつぐ}美次氏（在ソ連大使）らが発給した「命のビザ」を手にしたユダヤ人難民が上陸し、彼らを温かく迎え入れたゆかりの地である。係者が一丸となって千畝氏等の記録をユネスコ「世界の記憶」に申請する際は、敦賀市が保有する資料を他の関係記録物と合わせて申請すること。

（4）文化財名称の見直し

「重要文化財」という名称は、外国語に翻訳しても外国人にはその価値が伝わりにくいことから、名称を「国宝」に変更し、そのうち特に重要なものを「特別国宝」に変更するなど、文化財の活用促進に向けて見直しを検討すること。

（5）国指定文化財への早期指定と修理・保存整備の推進

現在、保存活動を進めている旧京^{きょうとうじんごろう}藤甚五郎家住宅をはじめとして、建造物や史跡など本県には優れた歴史的な文化財が多数存在する。これら文化財を魅力ある資源として活用するため、国宝や重要文化財などに早期に指定するとともに、大規模な修理が必要な文化財が出てきていることなどから、文化財の修理・保存整備に対し、十分な予算額を確保すること。

2 特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡の再整備支援

(1) 発掘調査・整備支援

特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡は、さらに発掘調査・整備を進めることにより、我が国中世都市の新事実解明など、その研究成果を活用して、文化観光やインバウンド推進に結び付けることができる貴重な文化観光資源である。

このように、学術的な新発見を見込むことができ、発信によって多くの観光誘客につながる文化財の発掘調査・整備については、既存の補助制度とは別枠で国が公募・選定し、より手厚く支援する新たな制度を設けること。

(2) 再整備支援

福井県では、経年劣化が進む遺跡の保存技術の確立を目指し、令和2年度から奈良文化財研究所と連携研究を進めている。

屋外の文化財を保護した状態で鑑賞できる手法を確立するなど、その成果は全国の史跡・名勝等の保存対策の基準となり得るものであり、国際学会でも発表するなど、遺構保存整備技術の進展に貢献している。この研究に基づき実施する再整備に対し、新たな支援制度を設けること。

【担当部署：交流文化部 文化課 / 教育庁 生涯学習・文化財課】

誰もが安心して暮らせる医療と福祉

【内閣府、総務省、厚生労働省】

1 新たな感染症発生に備えた対策の実施

(1) 医療提供体制のための施設・設備等整備

今後の新興感染症を見据えた医療提供体制の構築に向け、平時から医療機関・都道府県等における施設・設備整備や個人防護具等の備蓄を計画的に行うことができるよう、必要な財政的支援を継続すること。

(2) 専門的な人材の養成

感染症を専門とする医師・看護師等の人材の育成や資質の向上のため、国の機関における研修の実施など専門的な人材の養成を継続すること。また、職員を研修に派遣する医療機関等に対する財政的支援を行うこと。

(3) 国民への情報発信・普及啓発

新興感染症の発生時には、国において病原体の特徴や検査・診断方法の研究を行い、医療機関に対し研究結果による知見を速やかに情報提供するとともに、国民に対し感染対策や療養指導に関する情報発信を積極的に行うこと。

2 新型コロナワクチン接種の負担軽減

新型コロナワクチンの接種については、令和6年度からの定期接種化に伴い自己負担が生じるが、希望する高齢者等が引き続き安心して接種できるよう国費による財政的支援を継続すること。

3 実効性のある医師確保策の実施

高齢化社会の進展による医療需要の増加や時間外労働上限規制の開始などにより、地域の医療体制を維持するには、さらなる医師確保が必要であるため、医学部臨時定員の見直しにあたっては、地域や診療科の偏在、時間外労働上限規制による地域医療への影響等の実態を把握のうえ、慎重に議論し、医師の偏在解消が進むまでは臨時定員を維持するとともに地域枠を確保すること。

4 物価高騰を踏まえた対策の実施

(1) 医療機関への支援

医療機関は、診療報酬が公定価格であることから、患者が支払う医療費に物価高騰に伴う負担を転嫁することができないため、経営の負担となっている。

食材料費については令和6年度の診療報酬改定において入院時食事療養費が引き上げられたが、光熱費の高騰の影響があるため、財政支援を継続すること。

(2) 社会福祉施設への支援

原油価格や物価高騰による光熱水費・食材費等の高騰により、公定価格で経営する社会福祉施設は厳しい経営を強いられていることから、以下の対策を講じること。

- ①障害福祉サービス施設においては、基本報酬や補足給付に係る食事等基準費用額の引上げ等の財政措置を迅速に実施すること。
- ②介護事業所においては、物価高騰等を反映した公定価格の改定を行うこと。
- ③保育所や児童福祉施設等においては、給食食材費等の増加分に対して財政措置を行うこと。

5 医療におけるDXの推進

(1) 電子カルテシステム導入等への財政支援

電子カルテシステム導入は、これまで各医療機関の利便性向上や利益に資するものになるという理由から、地域医療介護総合確保基金の対象外であるが、国は、電子カルテシステム導入や電子カルテ情報の標準化を推進しており、医療機関でのシステム導入を加速するため、新たな補助制度の創設など財政支援を行うこと。

(2) オンライン資格確認の運営にかかる財政支援

医療機関におけるオンライン資格確認について、システム導入後の通信費、保守料、セキュリティー対策料などのランニングコストに対して診療報酬上の措置を講じることとしているが、今回追加された医療DX推進体制整備加算については、10月からマイナ保険証の一定程度の利用実績が要件とされるため、オンライン資格確認を実施する医療機関の負担が確実に軽減されるよう、マイナ保険証の利用実態や活用状況を把握し、適切な要件を設定すること。

(3) 国が実施するサイバーセキュリティ確保事業にかかる財政支援

医療機関のサイバーセキュリティ対策強化を進めるため、医療機関におけるサイバーセキュリティ確保事業により策定した実施計画が確実に実行されるよう対策に係る機器・ソフトウェア導入などについて財政支援を行うこと。

6 陽子線がん治療の促進

- ① 令和6年4月の診療報酬改定で、切除不能な早期の肺がんに対する陽子線治療について公的医療保険の適用が拡大されたが、がん患者の経済的負担を軽減し、陽子線治療を望む多くの人が治療を受けられるよう、引き続き、各種がんに対する陽子線治療の公的医療保険適用の拡大を図ること。
- ② 保険適用にあたり、診療報酬額が先進医療で実施していた際の治療費より低く設定されており、このままでは大幅な減収が生じ施設運営が困難となるため、診療報酬額を適正な水準に引き上げること。

7 診療報酬改定に伴う高度急性期病院への支援

特定集中治療室管理料の施設基準の見直しにより、配置が必要な専任の医師が宿日直を行う場合の管理料が低く定められたが、医師数の少ない地方の病院では、交代制勤務等の宿日直を行わないための人員確保が困難であり減収の恐れがあることから、救命救急など地域における高度急性期医療体制の維持のため、当該管理料の施設基準の見直しもしくは人件費相当分の補助など十分な財政措置を行うこと。

8 周産期母子医療センターへの支援

(1) 総合周産期母子医療センターへの運営費補助の拡充

総合周産期母子医療センターは、合併症妊婦や胎児・新生児異常への対応など最も高度な周産期医療を担う拠点であるため、国が定める手厚い人員体制に応じて医療提供体制推進事業費補助金の補助基準額を見直すなど、同センターへの財政措置を拡充すること。

(2) 診療報酬改定に伴う総合・地域周産期母子医療センターへの支援

母体・胎児集中治療室および新生児特定集中治療室管理料の施設基準の見直しにより、配置が必要な専任の医師は宿日直を行う医師ではないこととされたが、医師数の少ない地方の病院では、基準を満たすための人員確保が困難であり、減収の恐れがあることから、総合周産期母子医療センターおよび地域周産期母子医療センターの運営の維持のため、当該管理料の施設基準の見直しもしくは人件費相当分の補助など十分な財政措置を行うこと。

9 国民健康保険における支援の拡充

(1) 子どもにかかる均等割軽減措置の見直し

国民健康保険制度における均等割保険料（税）では、子どもの数が多いほど世帯の保険料負担が増加するため、令和4年度から子どもにかかる均等割保険料の軽減措置が導入されたが、対象が未就学児に限定され、その軽減額も5割である。子育て世帯の負担軽減という制度の趣旨に則り、対象範囲および軽減割合を拡充するとともに、軽減に要する経費はすべて国費で対応すること。

(2) 国の定率国庫負担等の引き上げ

医療の高度化等による医療費の増加の一方で被用者保険の適用拡大などで国民健康保険の被保険者数は減少しており、被保険者1人当たりの保険料負担の増加が収納率の低下を招き、国民健康保険財政の基盤が不安定となることから、財政基盤の確立を図るため、国の定率国庫負担の引き上げなど国による財政支援の拡充を図ること。

(3) 高額医療費国庫負担金の存続

国において、高額医療費負担金の在り方について検討されているところだが、現在の高額医療費負担金の国庫負担分が廃止された場合、その分はすべて保険料の上昇につながり、被保険者の負担が増大することから、国庫負担は廃止せずに存続すること。

10 後発医薬品の安定供給への実施について

医療費適正化に関する施策についての基本的な方針における「後発医薬品の数量シェアを全都道府県で80%以上とする」との目標を達成するためには後発医薬品が医療機関や薬局に安定的に供給されることが不可欠であり、国において後発医薬品が安定的に供給される体制づくりについて積極的に進めること。

11 新生児マススクリーニング検査の対象疾病の追加

新生児マススクリーニング検査の実証事業の対象となる疾患に副腎白質ジストロフィーおよびライソゾーム病を追加するとともに、実証結果を踏まえて、早期の全国展開を図ること。あわせて、全国展開の際には、必要な財政措置を講じること。

12 訪問系サービスへの支援について

介護報酬改定で基本報酬の引き下げが行われた訪問介護や、採算性が課題となり事業所が減少している訪問入浴介護について、地方のサービス実態をふまえ、介護報酬の改善や適切な措置を講じること。

13 障がい者福祉の向上

(1) 医療的ケアが必要な重度障がい者の支援

令和6年度報酬改定において、医療的ケアが必要な方の受入れに係る生活介護等の報酬の見直しや入浴等の加算新設が行われたが、グループホームにおいて、受入れ事業所が拡大するよう少人数の受入れでも収支均衡がとれる報酬設定とすること。

(2) 強度行動障がい者の支援

強度行動障がいのある方を事業所で受け入れるには、窓や壁の強化や個室化等の障がい特性に応じた住環境の整備や、さらに手厚い職員配置、高度な専門性により地域全体を支援する人材の育成および活動促進など、サポート体制の強化が必要である。

強度行動障がい者の受入体制を強化するため、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金等において施設整備を行う場合の加算を新設するとともに、広域的支援人材や中核的人材の育成・活動促進に向けた報酬加算制度の拡充を行うこと。

(3) 重度訪問介護事業所の報酬単価

令和6年度報酬改定において重度訪問介護の障がい区分に対する報酬の見直しは行われたが、重度訪問介護事業所において、24時間対応とするためには、多くの支援員が必要となり、利用者が少ない事業所は採算性が課題となるため、夜間加算の新設など、利用者が少ない地方においても同サービスを提供できる事業者を確保できるような報酬設定とすること。

(4) 障がい者の送迎等

障がい者の送迎については、就労や生活介護などの福祉サービスの利用に不可欠であるが、地方においては送迎距離が長く人件費がかかり、ガソリン価格の高騰により燃料費等の負担もさらに大きくなっているため、一律となっている単価を距離や送迎に要する時間に対応したものとすること。

また、障がい者の外出を支援する移動支援事業を特別支援事業化し、実施主体である市町村への補助を充実させること。

(5) 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金等の確保

地域の実情に応じたサービス提供体制整備のため、老朽化した入所施設の改修や、就労支援などの日中活動系サービス、障害児支援の充実のための施設整備に係る社会福祉施設等施設整備費国庫補助金および次世代育成支援対策施設整備交付金について、各都道府県の整備計画に対応できるよう十分な予算の確保を図るとともに、建築資材の高騰等に対応し基準単価を増額すること。

(6) 軽度・中度難聴児等に対する支援

身体障害者手帳の対象とならない軽度・中度の難聴児について、補聴器の装着により、成長期における言語の習得や学習、コミュニケーション力の向上を図ることが必要であるため、子育て支援の観点からも、補装具費支給制度の対象とすること。

また、中度の難聴者についても、日常生活への支障が大きいという声があることから、身体障害者手帳の対象範囲の見直しを検討するとともに、補聴器購入制度の支援策等を講じること。

(7) 障がい者への合理的配慮

障害者差別解消法の改正を踏まえ、民間事業者のバリアフリー化等に対する財政支援や、自治体への専門相談員の配置にかかる財政支援を行うこと。

14 障がい児受入や子どもの健康管理のための財政支援の拡充

障がい児保育の充実のため、市町の交付税算定に当たっては年度途中に入所する障がい児も含めた算定とするなど算定方法を見直し、十分な財政措置をすること。

また、子どもの健康や安全面の体制強化のため、保育所等の幼児教育・保育施設への看護師配置を積極的に進めるための園に対する財政支援を行うこと。

15 介護・障がい福祉サービス従事者の処遇改善の促進

施設と介護・障がい福祉サービス等従事者の充実による質の高いサービス提供のため、介護報酬・障害福祉サービス等報酬制度において従事者全体の処遇改善に確実に繋がることを担保できる持続可能な制度の構築を行うこと。

また、介護分野における居宅介護支援事業所の介護支援専門員や障がい福祉分野における相談支援事業所の相談支援専門員等、処遇改善加算制度の対象外となっている職員についても、利用者の状況に応じた適切なサービスを提供する重要な役割を果たしており、業務の専門性に見合った処遇改善を図ること。

16 民生委員の処遇改善

民生委員法第10条により、民生委員には給与を支払わないこととなっているが、民生委員の職責および業務量の増加に鑑み、民生委員に必要な活動費を支給できるよう、財政支援を拡充すること。

また、民生委員の担い手不足解消のため、その活動内容に対する理解促進を図るとともに、活動をサポートする支援員の設置など民生委員の負担を軽減する仕組みづくりへの財政支援のさらなる拡充を図ること。

17 骨髄ドナー支援制度の創設

官公庁や大手企業等で導入されている骨髄ドナー特別休暇制度の法制化を進めるとともに、ドナーが勤務する企業等への休業補償制度等を創設すること。

18 医療機関の防災対策支援の充実

(1) 医療機関の浸水対策への支援

浸水想定区域内に立地する多くの医療機関の対策が確実に進められるよう、医療施設浸水対策事業の予算を拡充すること。また、止水板の設置等について、1施設あたりの補助上限費が十分でないことから、実態にあわせて見直すこと。

(2) 災害拠点病院以外の医療機関に対する防災対策への支援

能登半島地震の課題を踏まえ、災害時に医療機関の診療機能を適切に継続させるため、防災対策の充実が必要不可欠であることから、災害拠点病院以外の医療機関に対しても、水・食料・非常用物資の備蓄等について、新たな補助金の創設などにより国の支援を充実させること。

19 福祉避難所確保への支援

(1) 福祉避難所の運営体制の強化

障がい者や高齢者、乳幼児等の要配慮者が、避難所で安心して避難生活を送れるよう、福祉避難所やその円滑な運営体制を確保するための資機材整備や避難訓練の実施などの財政支援を講じること。

(2) 福祉避難所として利用する宿泊施設への支援の拡充

災害時に福祉避難所として利用できる旅館・ホテルなどの宿泊施設の提供を促進するため、宿泊施設に支払われる基準額の増額などの財政支援を拡充すること。

【担当部署：健康福祉部 地域福祉課、長寿福祉課、障がい福祉課、こども未来課、児童家庭課、健康政策課、地域医療課、保健予防課】

県民の安全・安心の向上

【内閣府、総務省、文部科学省、国土交通省、環境省】

1 治水事業の推進

(1) 吉野瀬川ダム建設事業の推進

北陸有数の製造品出荷額を誇る越前市を洪水から守るために、ダム本体工事に必要な予算措置を行うこと。

(2) 九頭竜川上流ダム再生事業の促進

近年の激甚化する豪雨等による洪水から福井市をはじめとする九頭竜川流域を守るため、九頭竜川上流の既設ダムの有効活用によるダム再生事業の調査検討を速やかに行い、治水機能の増強を図ること。

(3) 九頭竜川、日野川、北川改修事業（直轄事業）の促進

①日野川上流の県管理区間やその支川の水位を下げる効果が期待される日野川の久喜津地区（福井市）、朝宮地区（福井市）の河道掘削（日野川水防災・湿地創出事業）を推進すること。また、九頭竜川や日野川における堤防拡築等（フェニックス堤防整備事業）についても推進すること。

②小浜市中心部を洪水から守るため、北川の府中頭首工（小浜市）の堰改築等を推進すること。

(4) 底喰川、笙の川、七瀬川改修事業（補助事業）の推進

市街地を流れ、複数の橋梁架替えや河道掘削を推進している底喰川（福井市）や笙の川（敦賀市）、令和3年から3年連続で越水被害が生じている七瀬川（福井市）の大規模特定河川事業に対し、必要な予算措置を行うこと。

(5) 県管理河川等のしゅんせつ・伐木対策に対する支援

中小河川におけるしゅんせつ・伐木対策や異常堆砂した砂防堰堤の除石を推進するため、緊急浚渫推進事業債に必要な予算措置を行うとともに、令和6年度までとなっている事業期間を延長し、継続的に予算を確保すること。

2 流域治水の推進

流域治水を迅速かつ強力に推進するため、あらゆる関係者が積極的に取り組めるよう、関係省庁において支援制度の拡充および必要な財源の確保を図るとともに、「特定都市河川」の円滑な指定に向けて、財政的・技術的支援を行うこと。

3 道路、中小河川等の防災・減災対策事業に対する支援

道路、中小河川の小規模改良など地方単独事業で実施する防災・減災対策事業を推進するため、緊急自然災害防止対策事業債に必要な予算措置を行うとともに、令和7年度までとなっている事業期間を延長し、継続的に予算を確保すること。

4 雪に強い国土の形成

(1) 雪に強い道路のための除雪体制強化

北陸自動車道や中部縦貫自動車道、国道8号等の物流の根幹を担う主要幹線道路において、除雪機械および消融雪設備の増強、スタック車両を排除する機械や大型車の一時待避所の確保など、除雪体制の強化を図ること。

(2) 広域的な車両流入の抑制

大雪時は非常時であることを国民が理解し、企業や公共機関、学校等を含めた社会全体での協力体制を構築するため、政府一体となって、荷主等も含めた経済団体に対し、不要不急の外出自粛、時差出勤やテレワークの推進による出社抑制、配送計画の見直しを広域的に周知・啓発するなど、大雪時に車両流入を抑制するための国民の行動変容に向けた取組みを進めること。

(3) 情報発信の強化と通行止めの早期解除

予防的通行止めの実施においては、国、NEXCO共に管轄区域を超えた連携による事前広報の強化を図るとともに、降雪予報や除雪進捗を踏まえた通行止め解除の目途について、可能な限り運転者に発信するよう努めること。併せて、応援集中除雪のうえ、状況に応じて一路線を先行して解放するなど、通行止めの早期解除に最大限取り組むこと。

また、通行止め端末部における規制解除待ちの大型車滞留や交通渋滞を抑制するため、端末ICでのUターン処理や大型車の一時待避所の確保・周知対策を実施すること。

(4) 道路除雪費等に係る国庫支出金の総額確保等

地方自治体が道路除雪を円滑に実施できるよう、雪寒地域道路事業費補助（補助率2/3）や除雪機械購入費等について、要望に対し予算総額を確保するとともに、市町に対する社会資本整備総合交付金（補助率2/3）や臨時道路除雪事業費補助（補助率1/2）の予算措置を拡充し、雪寒指定道路や幹線市町道以外の道路も対象とすること。

(5) 安定的、継続的な除雪体制の確保

①地域防災を担う建設業とオペレーターの育成・支援環境の整備

地域の建設業者が除雪機械の確保やオペレーターの育成等にこれまで以上に意欲をもって取り組める環境を整備するため、少雪の年でも除雪体制を確保するために必要となる固定的経費の積算計上において、労務費も対象に含めること。

また、オペレーターの労務単価における休日割増について、週1回の法定休日だけでなく、年末年始や祝日、週休2日を対象日として拡充すること。

②新技術を活用した除雪作業の効率化の推進

持続可能な除雪体制の構築のためには、新技術を活用した除雪作業の効率化が必要不可欠であることから、地方における効率化・省人化の取組みに対し財政支援の充実を図るとともに、除雪作業の自動化を地方自治体が早期に導入できるよう、技術開発をより一層推進すること。

5 盛土規制法の施行における支援

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく盛土規制を早期に施行するため、規制区域指定に関する近隣府県との調整が円滑に進むよう支援するとともに、規制区域指定後に行う既存盛土調査に対しても必要な予算措置を行うこと。

6 通学路等における交通安全対策の推進

通学路等の安全対策を計画的かつ集中的に実施していくため、交通安全対策補助制度（通学路緊急対策）に必要な予算措置を行うこと。

また、通学路交通安全プログラムに基づく通学路や未就学児の移動経路の安全対策についても、確実に事業推進が図られるよう補助制度の対象とすること。

7 防災・減災に役立つICTの開発および支援

水防活動の円滑化を図るため、河川管理者以外が設置する小規模な水門・樋門等について、国が進めている排水機場操作の遠隔化など、インフラDXの推進および技術開発の促進を図ること。加えて、整備に必要な予算措置を行うこと。

8 地元建設事業者の受注機会の拡大

国の直轄事業やNEXCO中・西日本の舞鶴若狭自動車道4車線化における工事発注において、地元の中小建設業者や測量・調査・設計業者の入札参加機会を確保するとともに、県産品の活用を促進すること。下請業者には、地元建設事業者を優先的に採用するよう、受注者に強く要請すること。

9 地元建設産業の担い手確保

建設業における働き方改革を推進し、地域の安全・安心を支える地元建設産業の担い手を確保するため、福井県が全国でも先進的に取り組んでいる毎週土日を現場閉所とする完全週休2日制について積算基準（補正係数）を新たに設けること。

また、建設現場の生産性向上を図るため、ICT工事の普及・拡大に向けた技術支援など建設事業者が取り組みやすい環境を整えること。

10 防災・減災対策への支援の充実

避難情報を確実に伝達するため、スマートフォン等を持たない世帯にも発信できる情報伝達手段の普及に対して、緊急防災・減災事業債の期限延長など財政措置の充実を図ること。

また、避難行動要支援者の個別避難計画作成の必要性について、住民に分かりやすく周知するとともに、計画作成のための補助制度の創設など財政支援を充実すること。

11 防災気象情報の精度向上と分かりやすい情報の発信

令和4年8月大雨など、急な大雨においては、住民の避難行動に必要なリードタイムの確保が困難であることから、予測精度の向上を図ること。

また、地方整備局が実施する「大雪に関する緊急発表」について、福井県に対しては複数の整備局から発表されることから、一本化するなど、気象情報を住民・自治体に分かりやすく発信すること。

12 死者の氏名公表基準の作成

災害時における死者の氏名等の公表について、都道府県ごとの対応に差が生じているため、国において、公表するかどうかも含めた、統一的な基準を作成すること。

13 消防の連携・協力に係る財政支援等の充実

消防の連携・協力の要である消防共同指令センターは、整備に多大な費用と、計画から運用開始まで長期を要するため、計画的に整備を行えるよう緊急防災・減災事業債の期限延長など安定した財源措置を行うこと。

14 消防防災ヘリコプター操縦士の確保対策の強化

消防防災ヘリコプターの二人操縦士体制の維持にあたっては、操縦士の不足や高齢化が課題となっていることから、操縦士の育成・確保の対策を講じるとともに、地方自治体に対する財政措置の更なる充実を図ること。

15 高速交通網の整備に伴う交通安全施設の充実強化

北陸新幹線福井・敦賀開業や中部縦貫自動車道全線開通など、高速交通網の整備に伴う交流人口の増加を見据え、広域的な交通規制や災害対策に資するよう、交通安全施設の充実強化に向けた補助拡充を図ること。

16 海岸漂着物対策の推進

海岸漂着物および漂流・海底ごみの回収・処理や発生抑制などに要する経費について、海岸漂着物処理推進法の趣旨に基づき、令和7年度以降も継続支援するとともに年度当初から十分な予算を確保すること。

また、海外からの漂着物の割合が高い能登半島以西の日本海沿岸地域について、補助率の引上げを行うこと。あわせて、中国等の発生国に対し、抑制措置等を強く求めること。

17 特別天然記念物カモシカの獣害対策

特別天然記念物カモシカの生息地が山地から里山付近へ拡大している中、市街地においても家の敷地に侵入したり居座るなどの迷惑行為が散見されており、その対策として、捕獲等に関する柔軟な対応ができるような制度の見直しを図ること。

18 ツキノワグマ被害の防止に向けた生息数調査に対する支援

クマの保護管理に必要となる生息数の把握については、府県の枠を越えた地域個体群ごとの調査が必要なことから、複数の府県で構成する協議会の設置に積極的に関与するとともに、協議会が行う生息数調査に対し、指定管理鳥獣捕獲等事業交付金により個体群の規模等に応じた十分な支援を行うこと。

【担当部署： 防災安全部 危機管理課、消防保安課/エネルギー環境部、循環社会推進課、自然環境課/土木部 土木管理課、道路建設課、高規格道路課、道路保全課、河川課、砂防防災課、都市計画課/教育庁 生涯学習・文化財課/県警本部 交通規制課】

原子力施設へのテロに係る対処能力の強化

【内閣府（警察庁）】

欧米諸国を始め世界各地において、テロが相次いで発生しているほか、朝鮮半島情勢については、依然として先行きが不透明であり、我が国の安全に対する重大な脅威となっている。

このような情勢に対応し、原子力施設のテロ対策を強化するため、下記の対策を講じること。

1 緊急展開力の強化

緊急時の部隊投入に要する時間を大幅に短縮するための待機寮等を原子力施設警備隊敷地内に整備すること。

2 原子力施設警備隊の体制強化

原子力施設の警戒警備の徹底のため、原子力施設警備隊の体制を強化すること。

【担当部署：警察本部 警備課】

原子力施設への武力攻撃に対する万全の措置

【内閣府、総務省、環境省、防衛省】

令和4年3月にロシアは、稼働中のザポロジエ原子力発電所を武力攻撃した。また、北朝鮮はミサイル発射を頻回繰り返しており、差し迫った脅威として現に存在している。

福井県には全国最多の15基の原子力発電所が立地しており、県民はこうした事態に大きな不安を抱いている。

令和4年12月に閣議決定された国家安全保障戦略においては、原子力発電所の防衛に関し、幅広い武力攻撃事態に切れ目なく的確に対処できるようにすることなどが掲げられており、国は武力攻撃に対する原子力発電所の安全確保と地域住民の避難等について、国家安全保障と立地地域の安全・安心の観点から、以下の対策を講じること。

1 武力攻撃に対する防衛

原子力発電所が武力攻撃された事実に鑑み、いかなる事態にも迅速に対応できるよう自衛隊による迎撃態勢に万全を期すこと。

2 嶺南地域への自衛隊の配備

原子力発電所の防護に関し、平時の監視体制から有事の防護体制への円滑な移行および迅速な事態対処について、関係機関と連携した訓練、演習の実施等により十分な検証を行うこと。

大規模災害やテロ行為への対策の充実はもとより、万が一の有事に備え、本県嶺南地域への自衛隊部隊を配備し、原子力発電所の安全確保および防護体制に万全を期すこと。

3 国民保護法等の関係法令の検証

武力攻撃に対する原子力発電所の防御、原子力安全対策および防災対策に係る関係法令等の内容を検証し、その結果および対応方針を県民・国民に明らかにすること。

【担当部署：総務部 市町協働課 / 防災安全部 危機管理課】

拉致問題の早期かつ全面解決の実現

【拉致問題対策本部】

1 拉致問題の早期かつ全面解決の実現

全国には、800人を超える北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者がいる。うち本県関係者で氏名が公表されている方は4人おり、家族の方も帰りを待ち望んでいる。

平成14年9月の日朝首脳会談において北朝鮮当局が、初めて日本人の拉致を認め、同年10月に5人の拉致被害者が帰国してから21年が経過した。この間、拉致被害者とその家族は高齢化が進んでおり、拉致問題解決には一刻の猶予もない。

家族会・救う会は、令和6年2月に北朝鮮に対し、「親の世代の家族が存命のうちに全拉致被害者の一括帰国が実現するなら、我が国が北朝鮮に人道支援を行うことに反対しないことと、日本政府の独自制裁を解除することに反対しない」とする方針を決定した。

また、岸田総理大臣は、昨年11月の全拉致被害者の即時一括帰国を求める国民大集会で、「我が国自身が主体的に動き、トップ同士の関係を構築していくことが極めて重要であると考えている。」と強い決意を表明した。

政府は、引き続き米国をはじめとする国際社会との連携により北朝鮮への圧力を緩めることなく、日朝首脳会談の実現も見据え、一刻も早く拉致問題が解決できるよう、あらゆるチャンスを逃すことなく最大限の努力を尽くすこと。

【担当部署：健康福祉部 地域福祉課】